

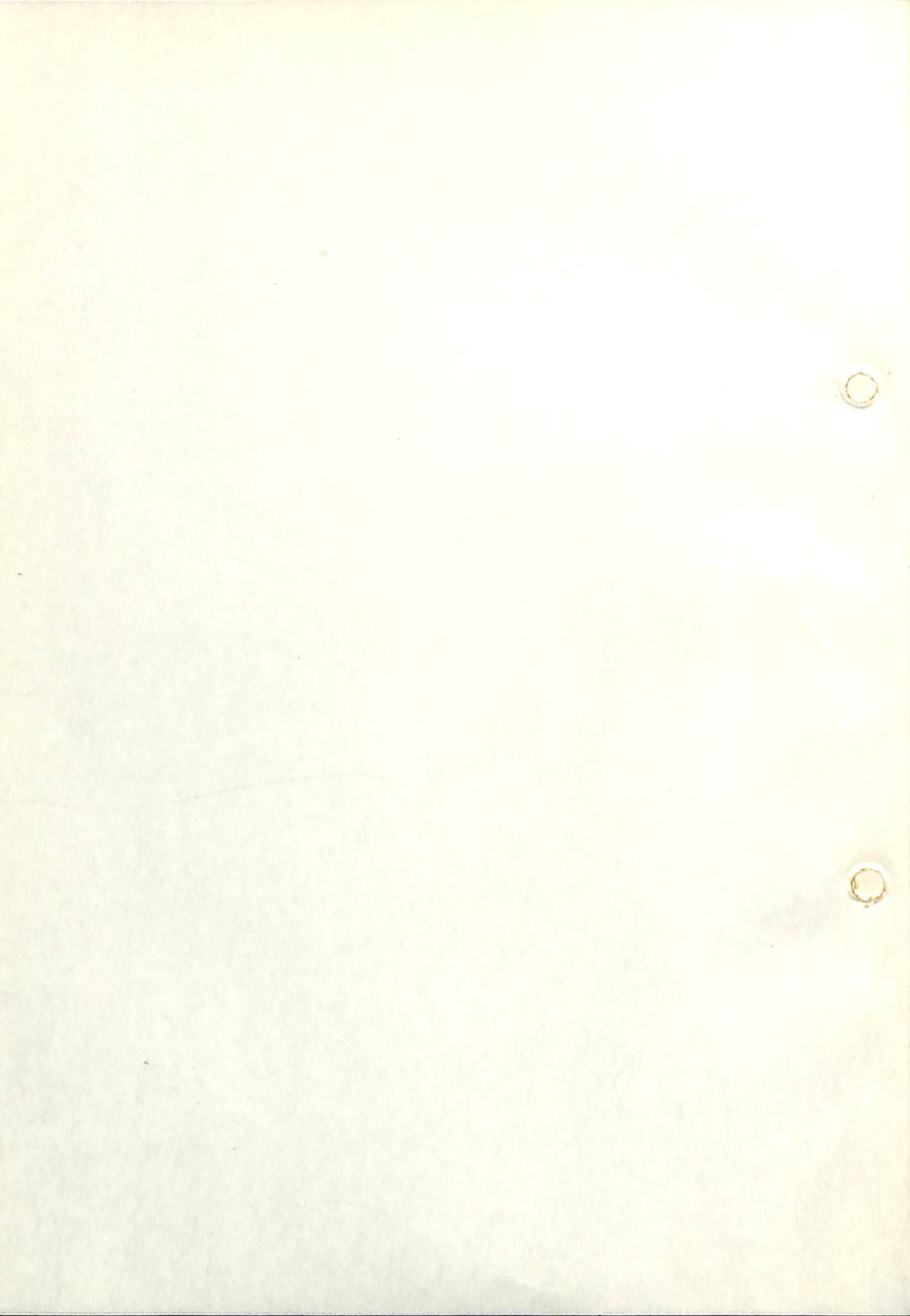
(財)日本船舶振興会補助事業

償却資産評価の手引

昭和 57 年 3 月

財団
法人

資産評価システム研究センター



は し が き

財団法人資産評価システム研究センターは、主として地域の資産に関する調査研究の実施を目的として、昭和53年5月発足しました。

当センターにおける調査研究は、資産評価の基礎理論及び地方公共団体における資産評価技法の両面にわたって、毎年度、学識経験者並びに自治省、地方公共団体等の関係者をもって構成する資産評価システム、土地、家屋及び償却資産の各部門ごとの研究委員会において行われ、その成果は、直接、会員である地方公共団体等に配布のうえ、その活用を期待するとともに、当センターの実施する研修会、資料・情報の発行等、会員に対する便益提供のための各種事業の基盤ともなってきたところであります。

ここに、昭和56年度における調査研究の成果をとりまとめ公表することになりましたが、この機会に、熱心にご研究、ご審議をいただいた研究委員各位並びに実地調査に当たって種々ご協力を賜った地方公共団体関係者各位に心から感謝申しあげる次第であります。

なお、当センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実のためさらに努力を傾注する所存ではありますが、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様の一層のご指導、ご援助をお願い申しあげる次第であります。

最後に、この調査研究事業は、モーターボート競走公益資金による財団法人日本船舶振興会の補助金の交付を受けて実施したものであり、改めて深く感謝の意を表すものであります。

昭和57年3月

財団法人 資産評価システム研究センター
理事長 植 弘 親 民

研 究 組 織

資産評価システム研究委員会

- | | | |
|-----|---------|--------------------------|
| 委員長 | 長 野 正 明 | (社)日本経営協会 常務理事 |
| 委 員 | 望 月 宝 | (財)日本都市センター 研究室次長 |
| | 吉 牟 田 勲 | 日本大学教授 (国際関係学部) |
| | 須 永 清 | 自治省固定資産税課課長補佐 |
| | 堤 新二郎 | 自治省固定資産税課課長補佐 |
| | 吉 田 修 一 | 千葉市固定資産評価員 |
| | 松 本 一 | 浦和市資産税課長 |
| | 長谷川 憲 治 | (財)資産評価システム研究センター 調査研究部長 |

専門員

- | | | |
|--|---------|-------------------------|
| | 長谷部 謙 | 自治省固定資産税課企画係長 |
| | 川 島 純 | 自治省固定資産税課償却資産第一係長 |
| | 真 鍋 多喜男 | 北九州市固定資産税課償却資産係長 |
| | 和 田 純 | 横浜市財政局固定資産税課 |
| | 樋 口 周 一 | (財)資産評価システム研究センター 主任研究員 |

はじめに

この手引は、現行資産評価技法の分析研究及び新しい資産評価システム開発のための基礎的研究の一環として、償却資産評価に関する事務処理の手続について、研究の結果をとりまとめたものである。

償却資産の評価を適正かつ衡平に行うためには、関係法令、評価基準等の理解とあわせて、効率的な評価関係事務処理の技法の習得が必要とされる。

この手引は、法令等の内容解説は最小限にとどめ、地方公共団体における償却資産の実務に役立つよう、第一編においてはその評価事務の全般にわたって実務を中心にとりまとめ、第二編においてはその評価事務のポイントとなる実地調査に重点を置いて記述したものである。ただ事務処理手続については、地方公共団体の独自の処理方法にゆだねられている面が多いことにかんがみ、それぞれの地方公共団体において、その機構、人員、対象資産等の実際に即して活用を図られるよう期待するものである。

目次

はじめに

第一編 償却資産の評価

第1節	償却資産の概要	1
第1	償却資産の意義	1
第2	償却資産の範囲	2
第2節	償却資産に係る税務事務の進め方	4
第3節	納税義務者管理カードの作成及び整備	6
第1	作成の意義	6
第2	作成単位	6
第3	作成の基準	6
第4	編てつ	6
第5	記載事項及び記載要領	6
第6	活用方法	10
第7	新設企業等のは握	11
第4節	申告書用紙の発送及び受付	13
第1	申告書の提出先	13
第2	申告方法	13
第3	申告書用紙の発送	15
第4	申告率の向上を図るための方法	15
第5	申告書の受付	19
第6	申告書の審査	20
第5節	評価額の算定	26
第1	償却資産の評価方法	26

第2	一般の償却資産の評価	26
第3	評価に当たっての一般的留意事項	35
第4	取替資産の評価の特例	52
第5	鉱業用坑道の評価の特例	54
第6	期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の特例	55
第6節	理論帳簿価額の算定	59
第1	理論帳簿価額	59
第2	理論帳簿価額の算定における基本的事項	59
第3	理論帳簿価額と評価額	59
第7節	価格等の決定	61
第1	決定価格	61
第2	課税標準額	61
第8節	償却資産課税台帳と縦覧	62
第1	償却資産課税台帳	62
第2	償却資産課税台帳の縦覧	62
第3	審査の申出	64
第4	審査の決定に対する訴訟	68
第5	審査の決定に基づく価格等の修正	68
第6	主要関係帳票等の様式(例)	68
第9節	納税通知書及び納付書の送達	73
第1	納税通知書及び納付書の作成等	73
第2	納税通知書の送達	75
第3	不服申立	79
第10節	未申告者の指導	80
第1	指導手順	80
第2	実地調査	80

第11節 減 免	81
第1 減免申請書の交付	81
第2 減免申請書の受付及び処理手順	81
第3 税額変更処理等	81
第4 減免申請書等の様式（例）	82

別表1 減価残存率表	86
------------------	----

別表2 物価の変動に応ずる補正倍数表	87
--------------------------	----

第二編 償却資産の実地調査

第1 調査の意義	88
----------------	----

1 申告制度と調査義務	88
-------------------	----

2 調査事務遂行上の留意事項	88
----------------------	----

第2 調査計画の策定	89
------------------	----

1 調査計画の策定期間	89
-------------------	----

2 調査の期間	89
---------------	----

3 調査対象者の選定	89
------------------	----

4 調査計画策定に当たっての留意事項	90
--------------------------	----

第3 調査手順の基本と質問検査権	91
------------------------	----

1 調査手順の基本	91
-----------------	----

2 質問検査権	95
---------------	----

第4 未申告者の調査	95
------------------	----

1 申告書用紙を送付した者に対する調査	95
---------------------------	----

2 申告書用紙を送付しなかった者に対する調査	97
------------------------------	----

第5 申告済者の調査	98
------------------	----

1 調査目的	98
--------------	----

2 調査対象者の選定	98
------------------	----

3	調査の事前準備	98
4	調査資料の提出依頼	99
5	調査項目と調査方法	99
6	調査後の事務処理	99
第6	調査項目と調査方法	100
1	経理システムに関する調査	100
2	減価償却資産に関する調査	101
3	増減資産に関する調査	103
4	理論帳簿価額に関する調査	103
5	土地勘定及び建物勘定に関する調査	106
6	建設仮勘定に関する調査	108
7	非課税資産及び特例資産に関する調査	109
8	遊休資産に関する調査	115
9	改良費（資本的支出）に関する調査	116
第7	帳票の種類とその概要	118
1	帳票を調査する場合の方法	118
2	個人調査における主要帳票	118
3	法人調査における主要帳票	120

第一編 償却資産の評価

第1節 償却資産の概要

第1 償却資産の意義

1. 固定資産税の課税客体となる「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除かれる（「地方税法（以下「法」という。）第341条第4号」）。
2. 「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益を得ることを直接の目的とすることを必要としない。
3. 「事業の用に供する」とは、所有者自らがその資産を事業の用に供する場合だけをいうものではなく、これを他の事業者に貸し付け、これを借り受けた者がその事業の用に供する場合も含まれる。
また、事業者が資産をその本来の業務のために直接使用する場合に限るものではなく、資産をひろく事業のため直接・間接使用する場合（例えば、従業員の福利厚生施設等の使用）も含まれる。
4. 「事業の用に供することができる資産」とは、現に事業の用に供しているものもとより、か動を休止しているものであっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでもか動し得る状態にあるものも含まれる。
一方、工具、器具及び備品のように課税客体となり得る資産であっても、購入後倉庫に保管されているような場合のいわゆる貯蔵品とみられるものは「たな卸資産」に該当するので、償却資産には含まれない。
5. 「その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの」とは、法人税法施行令第13条（減価償却資産の範囲）又は所得税法施行令第6条に規定する減価償却

資産をいうものであるが、固定資産税における償却資産は、これらのうち建物及び無形固定資産以外の資産をいい、その減価償却額又は減価償却費が現に所得の計算上損金又は必要な経費に算入されていることは要しないのであって、その資産の性質上損金又は必要な経費に算入されるべきもの（減価償却可能なもの）であれば足りる。

6. 「これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するもの」とは、法人税法上又は所得税法上非課税とされている法人又は個人が所有する資産のうち、事業の用に供することができる有形減価償却資産に相当する資産をいう。
7. 自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は、地方税の体系において二重課税を避けるため、固定資産税の課税客体からは除かれる。従って、道路運送車両法第3条に規定する自動車のうち、大型特殊自動車（車種別番号9及び90から99まで、0及び00から09まで）のみが固定資産税の課税客体となる。

第2 償却資産の範囲

1. 固定資産税の課税客体となる償却資産は、法人税法上又は所得税法上減価償却ができる資産であることを要するが、法人又は個人がそれを事業の用に供した事業年度において一時に損金又は必要な経費に算入した次のような資産は課税客体とはされない。

- (1) 耐用年数が1年未満である減価償却資産

耐用年数が1年未満の減価償却資産とは、法人等の営む業種（例えば、紡績業、鉄鋼業、建設業等の業種）において、種類等を同じくする減価償却資産の使用状況、補充状況等を勘案して、一般的に消耗性のものとして認識されている減価償却資産で、その法人等の平均的な使用状況、補充状況等からみてその使用可能期間が1年未満であるものをいう。

- (2) 取得価額が10万円未満である減価償却資産

減価償却資産の取得価額が10万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引される資産の単位ごとに判定することとされている。

例えば、機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1揃いごとに判定し、構築物のうち例えば、

枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては、一の工事等ごとに判定する。

2. 固定資産税の課税客体としての償却資産について、その取扱い上留意すべき点を若干掲げてみると、次のようなものがある。

(1) 建設中の資産

建設中の資産については、減価償却をすることはできないが、建設仮勘定として表示されている資産であっても、その完成した部分が事業の用に供されている場合には、その部分は課税客体とされる。

(2) 常備する専用部品

例えば、航空機の予備エンジン等のように、本体である資産が事業の用に供するために必要不可欠なものとして常備され、繰り返して使用されることを例とする専用の部品（通常他に転用できないものに限る。）は、本体である資産と一体のものとして減価償却をすることができるものであるので、課税客体とされる。

(3) 容 器

容器等で商品等の売買に伴って貸与されることを例とするものは、たな卸資産ではなく、償却資産に該当し、課税客体とされる。

(4) 書画骨とう

書画骨とうのように、時の経過によりその価値が減少しない資産は償却資産に該当しないが、複製のようなもので、単に装飾目的にのみ使用されているものは、課税客体とされる。

- (5) 法人税法施行令第13条（減価償却資産の範囲）第9号又は所得税法施行令第6条第9号に掲げる牛、馬、果樹、その他の生物は課税客体とはされないが、器具又は備品に該当する観賞用、興業用その他これらに準ずる用に供する生物は、課税客体とされる。

(6) 簿外資産・償却済資産

いわゆる簿外資産又は法定の減価償却を終わって帳簿上は残存価額のみが計上されているものであっても、現に事業の用に供されている場合には、課税客体とされる。

第2節 償却資産に係る税務事務の進め方

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額等の事項を1月31日までに市町村長に申告しなければならないこととされている(法第383条第1項)。そこで、この申告を求めるためには、まず納税義務者を的確には握するための所要の調査が必要とされるので、その調査を開始する9月前後がスタートの時点と考えられる。

次の表は、9月を起点とした償却資産に係る税務事務の一般的な進め方を示したものである。各市町村においては、これらを参考に具体的な年間の事務計画、毎月の事務計画等をたて、その円滑な遂行を図るべく業務内容の分析及び検討、人員の配置、それに要する経費等について十分な対策、資料の収集等を行っていくことが肝要である。

(償却資産に係る税務事務の進め方)

月別区分	9	10	11	翌年1	2	3	4	5	6	7	8		
主 要 事 務	P. 80 実地調査 ↓ P. 11 新設企業等のは掘調査 ↓ 納税義務者管理カードの作成・整備				P. 15 協力依頼 → P. 18 催告状の発送 ↓ P. 19 申告書の発送 ↓ P. 19 申告書の受付 ↓ P. 21 内容審査 ↓ P. 26 評価額の算定 ↓ P. 61 評価額の作成 ↓ P. 62 台帳 → P. 61 価格等の決定 ↓ P. 64 審査の申 → P. 64 出の受付 ↓ P. 75 P. 79 納税通知書の作成 ↓ P. 80 期限後申告分の受付 ↓ 未申告者に対する申告指導等								
その他務													

注：各事務の上欄に付した（P.）は、この手引における当該事務説明をしているページである。

第3節 納税義務者管理カードの作成及び整備

第1 作成の意義

償却資産に係る税務事務を進めるのに当たっては、その納税義務者に係る所要事項を整理し、常時的確には握ることが必要である。そのため、償却資産申告書用紙の送付先、発送状況、受理状況更には課税状況、実地調査の結果等納税義務者に係る必要な事項を網羅した納税義務者管理カード(以下「管理カード」という。)を作成整備し、これを活用することが償却資産に係る税務事務の効率化を図るためには必要になってくる。

第2 作成単位

管理カードは実地調査に際し携行するものであることから文字どおりカード式(ファイリングが可能なもの)とし、原則として1納税者1カードとする。

第3 作成の基準

管理カードは、現に課税中の納税者はもとより、免税点以下で課税対象となっていない者でも、事業内容、事業所の規模等から推測して新たに資産の取得、更新等があった場合には免税点を超えることが予想されるものについても作成する。

第4 編てつ

管理カードは、原則として法人、個人の別に区分し、更にそれぞれを課税対象分(免税点を超えるもの)、免税点以下のもの(申告書用紙の発送を要するもの及び申告書用紙の発送を要しないもの)に区分し、これら納税義務者名の50音順に配列する等各市町村の実情に応じて編てつする。

第5 記載事項及び記載要領

管理カードは、適正な評価及び課税事務の効率化を図るために作成するものであるため、そのための必要事項、例えば所有者氏名、申告書用紙の送付先、申告書用紙の発送年月日、申告書の収受年月日、催告状の発送年月日、

全資産申告（14頁参照）増減資産申告（14頁参照）の別、価額等、課税標準の特例の適用の有無、更には実地調査のための必要事項を数年間にわたって記載することができるように作成されなければならない。

次に、管理カードとその記載要領のモデルを掲げる。

The image shows a large, faint grid or table structure, likely a management card model. It consists of multiple columns and rows, with some text visible within the cells, but it is too faded to read. The grid is roughly rectangular and occupies the central portion of the page.

〔納税義務者管理カード(裏)〕

調査結果表

年度	調査結果	調査内容				調査結果	調査内容	課長 係長 調査員	処理月日 月 日
		資産の内容	申告の有無	調査結果	調査内容				
昭和 年度	-----	資産区分自己所有・賃借 買借の場合の造作設備 門・扉・備置(構内駐車場) 生産設備用電気設備 生産設備用給排水設備 決算期後取得資産	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	調査結果 ----- ----- ----- ----- -----	1修正(増加) 2修正(減少) 3決定 4申告承認	課長 係長 調査員	処理月日 月 日		
昭和 年度	-----	資産の内容 資産区分自己所有・賃借 買借の場合の造作設備 門・扉・備置(構内駐車場) 生産設備用電気設備 生産設備用給排水設備 決算期後取得資産	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	調査結果 ----- ----- ----- ----- -----	1修正(増加) 2修正(減少) 3決定 4申告承認	課長 係長 調査員	処理月日 月 日		
昭和 年度	-----	資産の内容 資産区分自己所有・賃借 買借の場合の造作設備 門・扉・備置(構内駐車場) 生産設備用電気設備 生産設備用給排水設備 決算期後取得資産	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	調査結果 ----- ----- ----- ----- -----	1修正(増加) 2修正(減少) 3決定 4申告承認	課長 係長 調査員	処理月日 月 日		

資産の内容、申告の有無、調査結果、処理内容等基本的事項については一目で判るようになり、め端式化をすべく。

第6 活用方法

1. 申告関係事務における活用

- (1) 管理カードに基づき各納税義務者について申告書用紙発送の可否を判断する。

この場合、納税義務者の申告手続の簡素化と事務処理上の労力及び経費の軽減を図るため前年度分の課税標準額等記載事項を検討することによってその可否を判断する。

- (2) 各納税義務者について、全資産申告又は増減資産申告のいずれの申告を求めるとか次の要領によって判断する。

ア. 全資産申告

次のいずれかに該当する場合は、全資産申告を求める。

- (ア) 新たに開設された事業所に該当するもの。
- (イ) 免税点以下のもののうち、管理カードの「申告区分」欄の表示によって前2年以内に全資産申告を行っていないもの。
- (ウ) 実地調査において全資産申告の指導を行ったもの（調査記事から判断する。）。

イ. 増減資産申告

次のいずれかに該当する場合は、増減資産申告を求める。

- (ア) 管理カードの「当初価額等」欄の表示によって前年度の課税分に該当するもの。
- (イ) 免税点以下のもののうち、前2年以内に全資産申告を行っているもの。

2. 催告関係事務における活用

管理カードの「申告書用紙等の発送收受年月日」欄、「催告状等の発送年月日」欄の表示によって催告状及び呼出状の発送の可否を判断するとともに、発送分については、その処理の経過を記録して実地調査等において、申告遅延の原因・理由を調査し、その解消を図る。

従って、申告書用紙を発送したとき及び申告書を受理したときは、直ちに管理カードへ所要事項を記録しておくことが必要である。

3. 実地調査における活用

- (1) 実地調査を行う場合には、管理カードに記載された過去における調査の状況、申告の状況等を勘案して、その調査の対象とすべきものを適切に選

定する。

- (2) (1)により選定された調査対象分については、調査済分と未調査分とに区分することにより、常に調査の進行状況をは握することができる。
- (3) 免税点以下のもので未申告分及び申告不要分に対する実地調査に際しては、必ずその納税義務者に係る管理カードを携行して所要の事項を記録することはもとより、免税点以下のもので申告済分及び課税分に対する実地調査に際してもその納税義務者の管理カードを携行し申告内容の特徴、問題点は握等その活用を図る。
4. 上記の諸事務において活用を図るほか、管理カードには、調査資料その他関係資料の収集の都度その概要を記録し、課税台帳や収納簿によらないでも、関係部課や納税義務者からの問い合わせに対処できるよう整備する。

第7 新設企業等のは握

償却資産については、納税義務者による申告制度が採られているが、申告を怠る者、不当な申告をする者等もあるので、常に納税義務者のは握に努めることが大切であり、このことが租税負担の公平にもつながるものである。

この納税義務者のは握のための事務は、「新設企業等のは握調査」として9月から開始し11月末を目途に実地調査を併行して行う。

1. 新設企業等のは握

新たな事業の開始あるいは新たな償却資産を事業の用に供するに当たっては、関係官公庁等への届出あるいは許認可等の申請が義務付けられているものがある。

そこで、新たな納税義務者をは握するに当たっては、実地調査と併行して、関係官公庁等への協力依頼が有効である。

なお、具体的な協力依頼先と資料名としては、次のようなものが考えられるが、これら資料によって新設企業をは握しても、申告書用紙送付前に電話連絡等によって開業年月日、開業者等を確認することが必要である。

協力依頼先	資 料 名
市町村の住民税担当課	法人市民税台帳等（例・法人設立届）
県税事務所	事業税、娯楽施設利用税関係資料

協力依頼先	資 料 名
保 健 所	環境衛生関係資料（理容、美容、クリーニング、旅館、料亭、 公衆浴場等の開、廃業を記録しているもの） 食品、営業許可関係資料（飲食店、バー、スナック等の開、廃 業を記録しているもの） 病院、診療所関係資料
税 務 署	法人名簿関係資料
消 防 署	危険物取扱所台帳関係資料（ガソリン・スタンド等の開、廃業 を記録しているもの）
海 運 局	船舶登録台帳（20 t 以上～ 500 t 未満）
県水産振興課	船籍簿（5 t 以上～20 t 未満）、漁船原簿（20 t 未満）

2. 移動性・可動性資産のは握

12月20日以降に市町村内の建設工事現場等を調査し、所有者の住所、氏名及び当該資産の所在期間等を確認し申告書用紙を送付する。

3. リース事業者のは握

各企業に対して文書によるリース資産の有無についての照会を行い未申告のリース事業者をは握する。

4. 転・廃業等の異動状況のは握

すべてこの管理カードをもとに事務処理が行われるので、管理カードには常に正しいデータが集約されていなければならない。

そのため、企業の設立、解散、転入、転出、開業及び廃業等に伴う異動は、その都度整理する。この場合、管理カードの備考欄には異動理由を付して加除訂正を行い、除却分については年度ごとに別に編てつておく。

第4節 申告書用紙の発送及び受付

毎年11月までに、管理カードの作成、整備を完了させ、これに基づき12月中旬までに償却資産申告書の用紙を納税義務者に発送する。

第1 申告書の提出先

申告書は、資産によって、その提出先が次のとおり異なる。

(資産の種類)

(申告書の提出先)

- ① 法第342条第1項償却資産

(②～⑤以外の償却資産)

市町村長

- ② 法第342条第2項償却資産

(③及び④以外の移動性、可動性償却資産)

- ③ 法第389条第1項第1号償却資産

(移動性、可動性償却資産のうち自治大臣が指定するもの)

自治大臣

(関係市町村が2以上の道府県にまたがる場合)

- ④ 法第389条第1項第2号償却資産

(鉄軌道等及び一の償却資産として評価しなければ適正な評価が困難なものとして自治大臣が指定するもの)

道府県知事

(関係市町村が1道府県内の場合)

- ⑤ 法第742条第1項償却資産

(大規模の償却資産のうち道府県知事が指定するもの)

道府県知事

第2 申告方法

償却資産の申告は、毎年これを求めるものであるが、その場合、初めて申告書を提出する者もあれば、企業独自の電算組織によって申告書を作成し提出してくる者もあるというように申告に対する意識、対応は償却資産所有者によって様々である。従って、申告方法は各所有者の経理組織、電算組織、所有資産の種類及び数量等の実情に応じ、適宜合理的な方法を指導する

ことが必要である。

申告の方法は、一般的には次のように分類することができる。

1. 一般申告……一般申告は、申告対象資産の範囲によって次の2つの方法に更に分かれる。

- (1) 全資産申告

当該年度において新たに課税される納税者又は課税上特に必要のある納税者に対しては、毎年度賦課期日現在所有する償却資産のすべてについて申告を求める。

- (2) 増減資産申告

前年度に申告書を提出した納税者に対しては、通常前年中に増加した資産及び減少した資産についてのみ申告を求める。

2. 期末帳簿価額を基礎とする申告

当該企業の期末帳簿価額を基礎として算定された申告書の提出を求める方法で、毎年1月1日現在の全資産について申告を求めるものである。

なお、この方法による申告書は、一般申告による申告書とは別にその様式が定められている。

3. 企業電算申告

市町村が作成した申告書用紙によらず企業独自の電算組織によってアウトプットされた独自の申告書用紙によって申告を求める方法である。この申告方法は、市町村・納税者双方の事務の合理化、能率化の見地からも十分活用すべきであるが、企業の電算組織は、多くは企業会計あるいは国税の税務計算を中心とした電算組織に依存しており、固定資産税の評価上の取扱いとは異なる部分が多いものと考えられる。従って、この方法による申告を認める場合には、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 企業の決算期に関係なく1月1日現在の資産の状況が出力されるように電算システムが確立していること。

- (2) 毎年度全資産申告を求め、これにあわせて次のリストを参考資料として提出させること。

- ア. 前年中の増減資産リスト

- イ. 課税標準の特例適用資産のリスト（特例コードの設定）

- ウ. 遊休資産リスト

- エ. 非課税資産リスト（非課税コードの設定）

- (3) 評価額、理論帳簿価額等の算出が固定資産評価基準（以下「評価基準」という。）等に基づいてプログラム化されていること。
- (4) 土地及び家屋と償却資産との区分が適正になされていること。
- (5) 自動車税及び軽自動車税の対象となる自動車及び軽自動車等が除外されていること。

第3 申告書用紙の発送

1. 発送の準備

- (1) 11月初旬までに、申告関連帳票〔①申告書、②種類別明細書、③申告の手引（申告書記載要領）、④期限内申告協力依頼状、催告状、⑤税理士に対する協力依頼状、⑥その他〕の様式等の改善を検討するとともに、在庫量等を点検のうえ必要量を印刷発注する。
- (2) 申告書用紙は、管理カードに基づいて各様式ごとに1納税者当たりの必要枚数を決定する。

2. 発送対象企業の範囲

納税義務者あてに申告書用紙を発送する場合には、前年度の決定価額が免税点以下の者であってもその後の資産の増が見込まれる場合もあることから例えば、前年度の決定価額が70万円以上の者に対してはすべて発送することとする等一定の送付基準を定めて申告書用紙を発送するのが適当である。

3. 申告書用紙の発送

申告書用紙の発送は、遅くとも12月中旬を目途に行う。

この場合、電算処理をしている市町村においては、前年度までに申告済の償却資産に係る当該年度の評価額表等を同封すること等により納税義務者の申告の便を図ることは適正な申告を確保するための一つの方法である。

なお、発送した申告書用紙が送付先不明などの理由によって返戻された場合は、直ちに住所の調査を行い、送付先を確認して再発送する。また送付先不明なもの又は送付先を変更したものは直ちに管理カード等の整理をする。

第4 申告率の向上を図るための方法

1. 税理士に対する協力依頼

(1) 申告説明会

申告書を発送した後の申告指導として関与税理士に対する申告説明会を

開催する。

申告説明会は申告率の向上及び申告の適正化を目的とし各地域税理士会の会員を対象として行う。

(2) 協力依頼状の発送

前記申告説明会の開催が困難な場合に代えて次のような協力依頼状を作成し、発送する。

昭和 年 月 日
(税理士) 殿
市長
償却資産申告の協力について(お願い)
初冬の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
平素から償却資産の申告につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、おかげをもちまして申告状況も年々向上してまいりましたが、なお一層申告書の完全収集に努め、課税の公平と評価の適正を期したいと存じます。
つきましては、昭和 年度の申告書用紙を各納税者あてに、12月中旬までに送付しますので、御多忙の折、恐縮ですが貴殿が関与しておられる納税者の申告書の作成については、格別の御配慮をいただき、期限内に提出して下さるようお願い申し上げます。

2. 納税義務者に対する協力依頼

(1) 償却資産期限内申告に係る協力依頼状の発送

協力依頼状(18頁参照)は、申告書用紙を発送した納税義務者に対し、あらかじめ作成しておき、1月20日現在の申告済納税義務者を除いて発送する。

(2) 償却資産申告に係る催告状の発送

法定期限である1月31日の申告期限を過ぎても申告のない納税義務者に対しては、催告状(18頁参照)を2月初旬に発送する。

催告状は、協力依頼状と同時に作成しておき、申告済納税義務者を除いて発送する。

(3) 償却資産申告に係る呼出状の発送

催告状を発送しても、なお申告のない納税義務者に対しては、3月20日以降、呼出状（18頁参照）を発送する。

(4) 協力依頼状等発送時の留意事項

ア. 催告状及び呼出状の発送に当たっては、管理カード及び申告書を整理のうえ行い、行き違いの生じないようにする。

イ. 呼出状の発送に当たっては業態、資産内容を勘案のうえ、その対象とする者を適切に選定する。

(5) 呼出し及びその処理に当たっての留意事項

ア. 納税義務者との対応を円滑に行うため、あらかじめ「呼出指定日時一覧表」を作成し、関係資料を整備するなど適切な準備を行い、納税義務者に対し無用な時間を浪費させないように配慮する。

イ. 提示された書類はこれを的確に点検するとともに、所要事項について記録をとり、速やかに資料の整理を行う。

ウ. 納税義務者との対応は、円滑迅速に行うとともに申告遅延の原因・理由を尋ね、翌年以後においては必ず期限内に申告するよう指導する。

エ. 呼出しに応じない者又は提示書類が不備なため、調査を要すると認められるものについては遅延なく実地調査を行う。

債却資産期限内申告に係る協力依頼状

債却資産の期限内申告について
(お願い)

債却資産の申告につきましては、毎年格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本年度につきましても、12月中旬申告書用紙を送付し、申告方依頼いたしましたことが、提出期限間近になりますと市役所の受付が大変混雑いたしましたので、なるべく早め、申告書を御提出いただきたたく、重ねてお願いいたします。

なお、前年度申告された場合で昨年中に資産の異動(増加、減少)がなかった方も、その旨を記載して申告書を提出してください。

② 本状は1月20日現在で作成いたしました。

法定申告期限 1月31日()
昭和 年1月20日

債却資産申告に係る催告状

債却資産申告書の提出について
(催告)

昭和 年度債却資産申告書の提出期限は1月31日までとなっておりますが、未だに申告書が提出されておられませんので、至急提出されますようお願いいたします。

なお、正当な事由がなく申告書を提出されない場合は、不足税額が追徴されることにも当初に遡って計算された延滞金が増加されることとなりますので申し添えます。

債却資産の申告等につき不明の点は、当課債却資産係にお問い合わせください。

② 本状は、月 日現在で作成いたしました。

昭和 年 月 日

担当者名 _____

債却資産申告に係る呼出状

債却資産申告書の提出について

債却資産の所有者は、毎年1月31日までにその内容を申告しなければならぬこととされています。

本年度につきましても昨年12月に申告書用紙を、さらに本年2月には催告状を送りましたが、未だに提出がありません。つきましては、来る 月 日 時に印鑑及び固定資産関係帳簿類(個人一青色確定申告書、法人一直近の決算書、固定資産台帳、減価償却計算明細書等)を持参のうえ、当課債却資産係までおいでください。

なお、正当な事由がなく申告書を提出されない場合は、不足税額が追徴されることにも、当初に遡って計算された延滞金が増加されることになり、また過料を科されることもありますので、念のため申し添えます。

② 本状は 月 日現在で作成しました。
昭和 年 月 日

担当者 _____

第5 申告書の受付

1. 受 付

(1) 記載事項の確認

申告書が提出された場合には、所要事項の記載漏れの有無等を点検する。その場合、持参のあったもので記載漏れのあるものについてはその場で、また郵送されてきたものについては、電話、文書等によって照会のうえ補正する。

(2) 添付書類の確認

増加償却（40頁参照）及び耐用年数の短縮の承認（37頁参照）を受けた資産又は課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合には、その必要書類が添付されているかどうかを確認して申告書を受理する。

2. 受付印の押印

申告書には、必ず受付印を押印する。申告書は、提出用と控用の2部提出することとされているが、双方に受付印を押印した後、控用は申告者に返付又は返送する。

なお、申告を郵送により行う納税義務者に対しては、返信用封筒及び返信用切手を同封するようあらかじめ償却資産申告の説明書等に記載しておく。

3. 償却資産申告書受理簿への記入

申告書を受理した場合は、次の償却資産申告書受理簿に所要事項を記入し、申告状況のは握に努める。

4. 管理カードの整理……第3節第5参照

償却資産申告書受理簿（ 月分）

日	曜日	法人 件	個人 件	計 件	当月分累計
小計					
累計				(B)	
申告書用紙 発送件数	当初		件	申告率	%
	累計(A)		件	(B)/(A)	

- 注1. 申告書が返戻された場合は、当該月日欄にその件数を朱書すること。
2. 再発送した場合は、当該月日欄にその件数を（ ）外書で記載すること。

第6 申告書の審査

評価額の算出、納税通知書の発送等は納税義務者から提出された申告書に基づいて行われるため各申告書について次の項目等の審査を行う。

なお、管理カードの「調査結果」欄（裏）に申告指導の旨記載のある納税義務者については、当該指導記事のとおり申告が行われているか否かを点検する。

1. 償却資産申告書（地方税法施行規則第二十六号様式）の審査

債却資産申告書（債却資産課税台帳）

昭和 年度

種類別明細書その2の「前年度の価額」欄の額と種類別明細書その4総合債却資産の合計額との差額を比較した場合、その差額が過大でないか。

「(イ)-(ロ) (イ)」欄の額から「価額」欄の額を控除した後の額と一致しているか。

受付印

昭 和 年 度	受 付 印	昭 和 年 月 日	所有者の住所		事業種目	年 月 日	※ 処理事項	課 係
			所有者の氏名 法人にあっては 法人の名称および 代表者の氏名	納税管理人の住 所および氏名				
		昭和 年 月 日	市 町 村 長 殿 (道府県知事)		事業開始年月日 この申告に回答 する者の氏名お よび係名なら びに電話番号	※ 担当者	※ 担当 者 (氏名)	
			前年前に取得したもの		前年中に取 得したもの	額 計	※ 決定 価格	※ 課税 標準 額
		前年度の 種類 資産	(イ)のうち 前年中に 減少した もの (イ)	(イ)にか かる減 価 (イ)	取得 価額 (イ)	(イ)+(ロ) 価額 (ロ)	※ 額	
		構 築 物	(イ)にか かる減 価 (イ)	取得 価額 (イ)	価額 (イ)	円	円	円
		機 械 及 び 置 装 具	(イ)にか かる減 価 (イ)	取得 価額 (イ)	価額 (イ)	円	円	円
		船	(イ)にか かる減 価 (イ)	取得 価額 (イ)	価額 (イ)	円	円	円
		航 空 機	(イ)にか かる減 価 (イ)	取得 価額 (イ)	価額 (イ)	円	円	円
		車 両 お よ び 運 搬 機 具	(イ)にか かる減 価 (イ)	取得 価額 (イ)	価額 (イ)	円	円	円
		工 具 、 器 具 お よ び 備 品	(イ)にか かる減 価 (イ)	取得 価額 (イ)	価額 (イ)	円	円	円
		合 計	(イ)の 合計額 (イ)	(イ)の 合計額 (イ)	(イ)の 合計額 (イ)	円	円	円

前年度申告書の「価額の計(イ)+(ロ)」欄の額と一致しているか。

「(イ)-(ロ) (イ)」欄の額と一致しているか。

種類別明細書その1(イ)及び(ロ)の「価額(イ)×(ロ)」欄の額と種類別明細書その4総合債却資産の(イ)及び(ロ)分「(イ)×(ロ)」欄の額の合計額と一致しているか。

種類別明細書その3(イ)及び(ロ)の「価額(イ)×(ロ)」欄の額と種類別明細書その4総合債却資産の(イ)及び(ロ)の「(イ)×(ロ)」欄の額の合計額と一致しているか。

種類別明細書その3(イ)及び(ロ)の「取得価額(イ)」欄の額と種類別明細書その4総合債却資産の(イ)の「取得価額(イ)」欄の額の合計額と一致しているか。

「取得価額(イ)」欄の額から「価額」欄の額を控除した後の額と一致しているか。

2. 種類別明細書（地方税法施行規則第二十六号様式別表一～四）の審査

(1) 種類別明細書の様式

種類別明細書は、次の7種類がある。

7. 種類別明細書 その1 前年前に取得した資産 (7) 課税標準の特例の適用のないもの

種類	構築または用途	資産区分			取得価額	前年度の価額 (イ)	減価残存率 (1-イ)×(ロ)	価額 (イ)×(ロ)	備考	※決定価格	※課税標準	※摘要
		細目	数量	耐用年数								
					円			円		円		
合計												

(1) 課税標準の特例のあるもの

種類	構築または用途	資産区分			取得価額	前年度の価額 (イ)	減価残存率 (1-イ)×(ロ)	価額 (イ)×(ロ)	備考	※決定価格	※決定価格に乘ずる率	※課税標準	※摘要
		細目	数量	耐用年数									
					円			円		円		円	
合計													

1. 種類別明細書 その2 前年中に減少した資産

種類	構築または用途	資産区分			取得価額	前年度の価額	備考	※摘要
		細目	数量	耐用年数				
					円	円		
合計								

ウ. 種類別明細書 その3 前年中に取得した資産 (イ) 課税標準の特例の適用のないもの

種類	構造または用途	区分		取得価額 (イ)	減価残存率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	価額 (イ) × (ロ)	備考	※ 決定価格	※ 課税標準	※ 摘要
		目	数量							
			耐用年数	円		円		円	円	
合計										

(イ) 課税標準の特例の適用のあるもの

種類	構造または用途	区分		取得価額 (イ)	減価残存率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	価額 (イ) × (ロ)	備考	※ 決定価格に乘ずる率	※ 課税標準	※ 摘要
		目	数量							
			耐用年数	円		円		円	円	
合計										

エ. 種類別明細書 その4 総合償却資産 (前年中に増減したもの) (イ) 課税標準の特例の適用のないもの

種類	構造または用途	区分		前年度の価額 (イ)	前年度中に減少した資産の前年度の価額 (ロ)	(イ) - (ロ)	減価残存率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	取得価額 (イ) × (ロ)	減価残存率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	備	※ 決定価格	※ 課税標準	※ 摘要
		耐用年数	年										
			年	円	円	円		円	円	円	円	円	
合計													

(イ) 課税標準の特例のあるもの

種類	構造または用途	区分		前年度の価額 (イ)	前年度中に減少した資産の前年度の価額 (ロ)	(イ) - (ロ)	減価残存率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	取得価額 (イ) × (ロ)	減価残存率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	備	※ 決定価格	※ 課税標準	※ 摘要
		耐用年数	年										
			年	円	円	円		円	円	円	円	円	
合計													

(2) 審査項目等

種類別明細書の主な審査項目及び審査内容は次表のとおりである。

審査項目	審査内容
「種類」欄	<ul style="list-style-type: none">資産の種類（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品）の異なるごとに別葉に記載されているか。非課税対象資産は記載されていないか。自動車税又は軽自動車税の課税客体及び家屋の範囲に含まれるものが記載されていないか。
「耐用年数」欄	<ul style="list-style-type: none">賦課期日現在施行されている法定耐用年数が記載されているか。
「取得の年次」欄	<ul style="list-style-type: none">種類別明細書 その1にあっては、前年中取得の資産が記載されていないか。種類別明細書 その3にあっては、前年前に取得した資産が記載されていないか。
「取得価額」欄	<ul style="list-style-type: none">昭和25年12月31日以前に取得した資産については物価補正後の取得価額が記載されているか。 なお、取得価額が不明又は疑義のあるものについては、「償却資産新品価格表」、電話照会等によって確認すること。
「減価残存率」欄	<ul style="list-style-type: none">定率法による減価残存率が記載されているか。
「備考」欄	<ul style="list-style-type: none">課税標準の特例の適用ある資産については、特例適用条項の異なるごとに記載されているか。船舶については、登録船名、船舶登録番号、総トン数及び船籍港が、航空機については、航空機登録番号及び定置場が記載されているか。添付書類の確認時に短縮耐用年数の承認を受けていることが判明しているものについては、当該承認を受けた事由及び当該耐用年数を最初に適用する事業年度又は年並びに当該承認を取り消され又は承認を受けた耐用年数を延長された場合にはその内容が記載されているか。

審査項目	審査内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆる所有権留保付売買に係る資産については法第342条第3項の適用のある旨、その資産の売主の住所及び氏名並びに買主がその資産の所有権を取得する予定の年月日が記載されているか。 ○ 譲渡担保契約に係る資産については譲渡担保設定者の住所、氏名等が記載されているか。 ○ リース事業者の場合、リース先の住所、氏名等が記載されているか。

債権の譲渡に関する事項 (1)

債権の種類	債権の譲渡日	債権の譲渡先	債権の譲渡額	債権の譲渡先住所	債権の譲渡先氏名
債権の種類	10	10	100,000	〇〇〇	〇〇〇
債権の種類	1	1	100,000	〇〇〇	〇〇〇

第5節 評価額の算定

1月に入ると、納税義務者から申告書が提出されてくるが、2月末日までに評価調書を作成し、価格を決定するためには、申告書の受理と同時に形式的書面審査を行い、直ちに次の要領で評価額の算定事務に入る。

第1 償却資産の評価方法

償却資産の評価方法については、評価基準第3章において、次のように区分されている。

- (1) 一般の償却資産の評価 第3章第1節
- (2) 取替資産の評価の特例 第3章第2節
- (3) 鉱業用坑道の評価の特例 第3章第3節
- (4) 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の特例
..... 第3章第4節

第2 一般の償却資産の評価

1. 評価の基本

償却資産の評価は、前年中に取得された償却資産にあっては、その償却資産の取得価額を、前年前に取得された償却資産にあっては、その償却資産の前年度の評価額を基準とし、その償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮して、その価額を求める方法による。

2. 評価額の算定に当たっては、次の事項を基本原則とする。

- (1) 償却方法は、取替法、生産高比例法を除き、すべて一律に定率法による。
- (2) 耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（以下「耐用年数省令」という。）の別表第1、第2（一般の償却資産）及び別表第5から第9（新規産業用機械及び装置等特殊な償却資産）までに掲げる法定耐用年数による。
- (3) 評価計算は、評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に基づき行うこととなるが、実際の評価計算においては、別表1「減価残存率表」（86頁掲載）を使用する。
- (4) 算出した評価額に円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨て

数12カ月の欄に記載されている率である。

(2) 計算事例 …… 54年以前（前年前）に取得した資産の56年度評価額

資産の種類	細目	数量	耐用年数	取得の年月	取得価額(A)	前年度評価額(C)	減価残存率(B)	評価額(B)×(C)
			年	年月	円	円		円
構築物	路面舗装	1	15	52. 3	8,224,500	5,624,704	0.858	4,825,996
機械装置	粉碎設備	1	12	53. 7	2,053,800	1,545,278	0.825	1,274,854
車両	フォーク・リフト	1	4	48. 5	520,000	26,000	0.562	*26,000

注：*欄の評価は、取得価額の100分の5に相当する額（評価の最低限度額）である。

5. 前年前に取得された償却資産で新たに課税される償却資産の評価

(1) 前年前に取得し、新たに課税される償却資産には、次のような資産がある。

ア 前年度までに非課税とされていた資産が法律改正や用途変更等により、新たに課税されることとなる場合。

イ 今まで家庭用として使用していた資産（テレビ、厨房用品等）を店舗等に移して事業の用に供したため、新たに課税されることとなる場合。

(2) 評価額の算定

ア 算式

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{半年分の減価残存率} \times 1 \text{年分の減価残存率}^{n-1}$$

注：n = 評価額を求める年度 - 取得年次

イ 計算事例 …… 51年中に取得した資産の56年度評価額

取得年次 昭和51年2月

取得価額 1,000,000円

耐用年数 8年（減価残存率 半年分0.875、1年分0.750）

$$4 \cdots 56 \text{年} - 51 \text{年} - 1 = 4$$

$$56 \text{年度評価額} = 1,000,000 \text{円} \times 0.875 \times 0.750$$

$$= 1,000,000 \text{ 円} \times 0.276855$$

$$= 276,855 \text{ 円}$$

(参考) 各年度ごとに評価額を算定した場合

$$52 \text{ 年度評価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.875 = 875,000 \text{ 円}$$

$$53 \text{ " " } = 875,000 \text{ 円} \times 0.750 = 656,250 \text{ 円}$$

$$54 \text{ " " } = 656,250 \text{ 円} \times 0.750 = 492,187 \text{ 円}$$

$$55 \text{ " " } = 492,187 \text{ 円} \times 0.750 = 369,140 \text{ 円}$$

$$56 \text{ " " } = 369,140 \text{ 円} \times 0.750 = 276,855 \text{ 円}$$

6. 前年中に減少した償却資産の評価

(1) 「一の設備」全部が除却された場合は、当該資産にかかるすべての取得価額及び評価額を控除する（この場合、区分評価された改良費についても当然控除することとなるのでその有無に注意する。）。

(2) 「一の設備」のうち一部の資産が除却された場合は、法人税法又は所得税法における除却価額の算定の例に準じ、次のとおり取り扱う。

ア 算式

$$\text{評価額} = (\text{前年度評価額} - \text{除却資産の前年度評価額}) \times 1 \text{ 年分の減価残存率}$$

イ 計算事例

(ア) 個別償却資産における一部除却の場合の評価額計算

$$a \text{ 除却資産の前年度評価額} = \text{前年度評価額} \times \frac{\text{除却資産の取得価額}}{\text{取得価額}}$$

b 評価計算 …… 下記のフェンスについて、3面のうち1面（取得年次48年、取得価額500,000円）を除去した場合における除却後の56年度評価額

資産の種類	細目	数量	耐用年数	取得の年月	取得価額	前年度評価額	減価残存率	評価額
構築物	フェンス	3	年 10	年月 48.5	円 1,750,000	円 393,325	0.794	円

$$\text{除却資産の55年度評価額} = 393,325 \text{ 円} \times \frac{500,000}{1,750,000}$$

$$= 112,378 \text{ 円}$$

$$56 \text{ 年度評価額} = (393,325 - 112,378) \text{ 円} \times 0.794$$

$$= 223,071 \text{ 円}$$

(イ) 総合償却資産における一部除却の場合の評価額計算

下記の総合償却資産について微粒アルミナ製造設備（取得年次48年、取得価額 18,575,976 円）が除却された場合の56年度評価額

資産の種類	細目	数量	耐用年数	取得の年月	取得価額	前年度評価額	減価残存率	評価額
機械・装置	アルミニウム錬設備	1	年 12	年月 48.5	円 693,111,000	円 199,306,433	0.825	円

a 「5%除却方式」を採用している場合

除却資産の取得額の5%相当額をもって、除却すべき評価額とする方法である。

$$(a) \text{ 除却資産の前年度評価額} = \text{除却資産の取得価額} \times \frac{5}{100}$$

(b) 評価計算

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{除却資産の} \\ \text{取得価額} \end{array} \right) \\ \text{除却資産の55年度評価額} &= 18,575,976 \text{ 円} \times \frac{5}{100} \\ &= 928,798 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 56 \text{ 年度評価額} &= (199,306,433 - 928,798) \text{ 円} \times 0.825 \\ &= 163,661,548 \text{ 円} \end{aligned}$$

b 「未償却残額除却方式」を採用している場合

除却資産の除却時における未償却残額をもって、除却すべき評価額とする方法である。

$$(a) \text{ 除却資産の前年度評価額} = \text{除却資産の取得価額} \times \frac{\text{半年分の減価残存率}}{n - 2}$$

残存率 \times 1年分の減価残存率

注：n = 除却年度 - 取得年次

(b) 評価計算

除却資産の55年度評価額（55年度における未償却残額）

$$\begin{aligned} & \text{(除却資産の)} \quad \text{(半年分の減)} \quad \text{(1年分の減)} \\ & \text{(取得価額)} \quad \text{価残存率} \quad \text{価残存率} \\ & 18,575,976 \text{ 円} \times 0.912 \times 0.825^6 \leftarrow \text{-----} \\ & = 18,575,976 \text{ 円} \times 0.2875534 \\ & = 5,341,585 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(総合償却資産の)} \quad \text{(除却資産の55)} \\ & \text{55年度評価額} \quad \text{年度評価額} \\ & 56 \text{ 年度評価額} = (199,306,433 - 5,341,585) \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(1年分の減)} \\ & \text{価残存率} \\ & \times 0.825 = 160,020,999 \text{ 円} \end{aligned}$$

(c) 総合償却資産に係る一部除却資産が構築物等で、総合耐用年数と異なる個別耐用年数を適用できる場合は、個別耐用年数を基礎として計算される除却時における未償却残額をもって、除却資産の除却すべき評価額とすることができる。

3. 全資産申告の場合の56年度評価額の計算事例

(1) 申告内容 …… ガソリン・スタンドを新規開業した場合

資産の種類	細目	数量	耐用年数	取得の年月	取得価額	減価残存率	評価額
			年	年 月	円		円
構築物	防火壁	1	15	55.10	495,500		
	キャノピー	1	45	55.10	5,965,957		
機械・置	計量機	5	10	55.10	4,100,000		
	地下槽	2	10	55.10	2,531,841		
器具・具	マップ・ケース	1	15	55.10	117,500		
	カラーテレビ	1	5	53.3	230,000		

(2) 評価計算

ア 前年中に取得された償却資産

	(取得価額)	(半年分の減価残存率)	(56年度評価額)
防火壁 ……	495,500 円 ×	0.929	= 460,319 円
キャノピー ……	5,965,957 円 ×	0.975	= 5,816,808 円
計量機 ……	4,100,000 円 ×	0.897	= 3,677,700 円
地下槽 ……	2,531,841 円 ×	0.897	= 2,271,061 円
マップ・ケース ……	117,500 円 ×	0.929	= 109,157 円

イ 前年前に取得された償却資産で新たに課税されるもの

	(取得価額)	(半年分の減価残存率)	(1年分の減価残存率)	(56年度評価額)
カラーテレビ	230,000 円 ×	0.815	× 0.631 ²	= 74,635 円

4. 増減資産申告の場合の56年度評価額の計算事例

(1) 前年度の資産状況 … アルミニウム製錬業

資産の種類	細目	数量	耐用年数	取得の年月	取得価額	前年度評価額	減価残存率	評価額
			年	年月	円	円		円
構築物	フェンス	3	10	48. 5	1,750,000	393,325	0.794	
	路面舗装	1	15	52. 3	8,224,500	5,624,704	0.858	
機械・置	アルミニウム製錬設備	1	12	48. 5	693,111,000	199,306,433	0.825	
車	フォーク・リフト	1	4	48. 5	520,000	26,000	0.562	
器具・品	マイクロ・メーター	1	5	48. 5	175,500	9,027	0.631	
	加圧調整器	1	5	48. 5	124,000	6,378	0.631	
	電話設備	1	10	53. 10	1,377,500	981,079	0.794	

(2) 前年中に取得された償却資産

機械・置	焼成設備	1	12	55. 2	2,526,114			
	コンプレッサ	1	12	49. 1	1,991,106	693,997		他工場から移転

(3) 前年中に減少した償却資産

資産の種類	細目	数量	耐用年数	取得の年月	取得価額	
構築物	フェンス	1	10	48. 5	500,000	一部除却
機械	アルミニウム製錬設備	1	12	48. 5	18,575,976	総合償却資産の一部除却 (除却資産、微粒アルミナ製造設備)
工具	マイクロ・メーター	1	5	48. 5	175,500	除却

(4) 増加・減少・承継資産の評価計算

ア 前年中に取得された償却資産

(ア) 焼成設備

$$\begin{aligned} & \text{(取得価額)} \quad \quad \quad \text{(減価残存率)} \quad \quad \quad \text{(56年度評価額)} \\ & 2,526,114 \text{ 円} \times 0.912 \text{ (耐用年数12・半年分)} = 2,303,815 \text{ 円} \end{aligned}$$

(イ) コンプレッサー

$$\begin{aligned} & \text{(前年度評価額)} \quad \quad \quad \text{(減価残存率)} \quad \quad \quad \text{(56年度評価額)} \\ & 693,997 \text{ 円} \times 0.825 \text{ (耐用年数12・1年分)} = 572,547 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 前年中に減少した償却資産

(ア) フェンス

$$\begin{aligned} & \text{(前年度)} \quad \quad \quad \text{(一部減少資産の)} \quad \quad \quad \text{(減価)} \quad \quad \quad \text{(56年度)} \\ & \text{評価額} \quad \quad \quad \text{前年度評価額} \quad \quad \quad \text{残存率} \quad \quad \quad \text{評価額} \\ & (393,325 - 393,325 \times \frac{500,000}{1,750,000}) \text{ 円} \times 0.794 = 223,071 \text{ 円} \end{aligned}$$

(イ) アルミニウム製錬設備 (未償却残額除却方式)

$$\begin{aligned} & \text{(除却資産の)} \quad \text{(49年度分の)} \quad \text{(50年度から55年度)} \quad \text{(除却資産の前)} \\ & \text{取得価額} \quad \text{減価残存率} \quad \text{までの減価残存率} \quad \text{年度評価額} \\ & 18,575,976 \text{ 円} \times 0.912 \times 0.825^6 = 5,341,585 \text{ 円} \\ & \text{(前年度評価額)} \quad \text{(除却資産の前)} \quad \text{(1年分の減)} \quad \text{(56年度評価額)} \\ & \quad \quad \quad \text{年度評価額} \quad \quad \quad \text{価残存率} \\ & (199,306,433 - 5,341,585) \text{ 円} \times 0.825 = 160,020,999 \text{ 円} \end{aligned}$$

(ウ) マイクロ・メーター

全部除却 …… 前年度評価額 9,027 円

ウ 前年前に取得された償却資産

(前年度評価額) $\left(\frac{1 \text{ 年分の減}}{\text{価残存率}} \right)$ (56年度評価額)

路面舗装 … 5,624,704 円 × 0.858 = 4,825,996 円

フォーク・リフト … 26,000 円 (取得額の 5%)

加圧調整器 … 6,378 × 0.631 = 4,024 円 < 124,000 円

$\times \frac{5}{100} = 6,200$ 円

従って評価額は 6,200 円

電話設備 … 981,079 円 × 0.794 = 778,976 円

(5) 昭和56年度の課税資産と評価額

$$\left(\text{昭和55年度の課税資産} - \text{前年中の減少資産} \right) + \text{前年中の増加資産} = \text{昭和56年度の課税資産}$$

資産の種類	細目	数量	耐用年数	取得の年月	取得価額	前年度評価額	減価残存率	56年度評価額
構築物	フェンス	2	10	48.5	1,250,000	280,947	0.794	223,071
	路面舗装	1	15	52.3	8,224,500	5,624,704	0.858	4,825,996
機械・置	アルミニウム製錬設備	1	12	48.5	674,535,024	193,964,848	0.825	160,020,999
	焼成設備	1	12	55.2	2,526,114		0.912	2,303,815
	コンプレッサー	1	12	49.1	1,991,106	693,997	0.825	572,547
車両	フォーク・リフト	1	4	48.5	520,000	26,000	0.562	26,000
器具・品	加圧調整器	1	5	48.5	124,000	6,378	0.631	6,200
	電話設備	1	10	53.10	1,377,500	981,079	0.794	778,976

第3 評価に当たっての一般的留意事項

1. 取得価額

(1) 取得価額の算定

取得価額とは、取得時において「通常支出すべき金額」をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用をいい、基本的には、法人税法又は所得税法における取扱いと同じである。

(2) 圧縮記帳の取扱い

ア 圧縮記帳とは、国庫補助金、工事負担金、非出資組合賦課金及び保険金等により資産を取得したときは、その取得した資産の価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とすることであり、法人税法又は所得税法で認められている。

イ 償却資産の評価では、圧縮記帳は認められていないので、圧縮額を含めた額をもって、資産の取得価額とする。

ウ 計算事例

A社は、前年中において、国庫補助金10,000,000円と自己資金3,000,000円をもって精穀設備（耐用年数10年）を取得し、3,000,000円を取得価額として、帳簿に記帳した。

申告すべき取得価額 = 13,000,000円

評価額 = 13,000,000円 × 0.897（半年分の減価残存率） = 11,661,000円

エ 圧縮記帳の対象資産、圧縮額等は法人税申告書に添付される法人税法施行規則別表第13（国庫補助金等で取得した固定資産等の損金算入に関する明細書）に記載されているので、その有無を実地調査時に確認する。

(3) 取得価額が明らかでない場合の取得価額の算定

ア 取得価額が明らかでないときは、原則として、その償却資産の「再取得価額」による。

イ 再取得価額の算定

(ア) 課税されるべき年度の賦課期日現在、一般市場において、その資産を新品として取得するために通常支出すべき金額をいうものであり、具体的には、次によって算定する。

a 当該資産のメーカー品、形式、構造、製造年月日等を調査し、「償却資産新品価格表」を参考として算定する。

- b 販売店又は製造元に照会の上算定する。
- c 同一業種を営む者の類似資産の取得価額を参考として算定する。
- (イ) 承継取得された中古品については、その償却資産の新品価格から取得の日までの経過年数に応ずる減価を行った後の額による。
- (ウ) 再取得価額が明らかでないときは「資産再評価の基準の特例に関する省令」第2条（取得価額の不明な資産の価額の算定）又は第3条（取得の時期及び取得価額の不明な資産の価額の算定）の規定の例によって求めた「推定取得価額」による。

(4) 物価の変動に伴う取得価額の補正

ア 昭和25年12月31日以前に取得された償却資産については、別表2「物価の変動に応ずる補正倍数表」（87頁掲載）により、その取得価額を補正し、評価額を求める。

イ 算 式

$$\begin{aligned} \text{補正後の取得価額} &= \text{原始取得価額} \times \text{物価の補正に応ずる補正倍数} \\ \text{評価額} &= \text{補正後の取得価額} \times \text{半年分の減価残存率} \times \text{1年分の減価残存率}^{n-1} \end{aligned}$$

n = 評価額を求める年度 - 取得年次

ウ 計算事例 …… 昭和15年に取得した資産の56年度評価額

構 築 物	煙突（鉄筋コンクリート）
耐用年数	35年（半年分 0.968、1年分 0.936）
取得年次	昭和15年
取得価額	16,564 円

$$\begin{aligned} \text{補正後の取得価額} &= \text{（原始取得価額）} \times \text{（物価補正倍数）} \\ &= 16,564 \text{ 円} \times 216.3 \text{（註）} \\ &= 3,582,793 \text{ 円} \end{aligned}$$

注：別表2「物価の変動に応ずる補正倍率表」における昭和15年の欄の倍数

$$\begin{aligned} \text{56年度評価額} &= \text{（補正後の）} \text{（半年分の）} \text{（1年分の）} \\ &\quad \text{取得価額} \quad \text{減価残存率} \quad \text{減価残存率} \\ &= 3,582,793 \text{ 円} \times 0.968 \times 0.936^{40} \quad \text{56年-15年-1=40} \\ &= 3,582,793 \text{ 円} \times 0.968 \times 0.0709 \\ &= 3,582,793 \text{ 円} \times 0.0686312 \end{aligned}$$

= 245,891 円

2. 耐用年数

(1) 法定耐用年数

ア 償却資産の耐用年数は、短縮耐用年数又は見積耐用年数の適用がある場合を除き、「耐用年数省令」別表第1、第2及び別表第5から第9までに掲げる賦課期日現在における法定耐用年数による。

イ 耐用年数省令の改正があった場合の法人税法及び所得税法における適用始期

(ア) 法人税 … 変更後の耐用年数は、改正省令の施行日（4月1日）以後に開始する事業年度又は施行日（4月1日）以後に終了する事業年度分から適用される場合があるため、固定資産税の適用始期と一致しないので留意する。

(イ) 所得税 … 変更後の耐用年数は、改正省令の施行日を含む年分以後の所得税から適用されるので、固定資産税の適用始期と一致する。

(2) 短縮耐用年数

ア 法人税法施行令第57条（耐用年数の短縮）第1項又は所得税法第130条第1項の規定により、所轄国税局長から、短縮耐用年数の承認を受けたものについては、その承認を受けた耐用年数によって、償却資産の評価を行う。

イ 短縮耐用年数の適用にあつては、国税局長に提出した「耐用年数の短縮の承認申請書」の写しが提出され、かつ、当該年度の賦課期日までに国税局長の承認が行われている場合に限るものである。従つて、賦課期日以後に短縮耐用年数が承認され、その適用始期が賦課期日以前に遡及された場合でも短縮耐用年数は適用しない。

(3) 見積耐用年数

ア 耐用年数省令第3条（中古資産の耐用年数等）の規定によって、見積耐用年数を用いている場合は、その見積耐用年数によってその中古資産の評価を行う。

イ 中古資産について見積耐用年数によることとする場合には、その中古資産を事業の用に供した事業年度から適用しなければならないものとされている。従つて、中古資産を一度事業の用に供した後においては、

見積耐用年数を用いることはできず、法定耐用年数による。

ウ 見積耐用年数の算定

中古資産の耐用年数の見積りは各企業において自主的に見積ることとなるが、その見積りが困難な場合は、以下に述べるような簡便法により見積ることができる。

(ア) 法定耐用年数の全部を経過した中古資産の場合

a 算式

$$\text{見積耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times \frac{20}{100}$$

注：算定した見積耐用年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数とし、算定した見積耐用年数が2年に満たない場合は2年とする。

b 計算事例

6年間、事業の用に供されていたブルドーザー（法定耐用年数5年）を中古資産として承継取得した場合の見積耐用年数

$$\text{見積耐用年数} = \begin{matrix} \text{(法定耐)} \\ \text{用年数} \end{matrix} 5 \text{年} \times \frac{20}{100} = 1.0 \text{年} \xrightarrow{\text{(2年に満)} \\ \text{たない}} 2 \text{年}$$

(イ) 法定耐用年数の一部を経過した中古資産の場合

a 算式

$$\text{見積耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times \frac{20}{100}$$

b 計算事例

4年間使用された電子計算機（法定耐用年数6年）を中古資産として承継取得した場合の見積耐用年数

$$\text{見積耐用年数} = \begin{matrix} \text{(法定耐用年数)} \\ 6 \end{matrix} - \begin{matrix} \text{(経過年数)} \\ 4 \end{matrix} \text{年} + \begin{matrix} \text{(経過年数)} \\ 4 \end{matrix} \text{年} \times \frac{20}{100} = 2.8 \text{年} \xrightarrow{\text{(1年未満の端)} \\ \text{数は切捨て}} 2 \text{年}$$

(ウ) 中古資産取得時に改良費の支出があった場合

a 中古資産を事業の用に供するに際し、その改良等のために支出し

た金額がその中古資産の取得価額の50%に相当する金額を超えるときは、次の算式により求めた見積耐用年数にすることができる。

$$\text{見積耐用年数} = \frac{\text{改良費を含む中古資産の取得価額}}{\text{改良費を除く中古資産の取得価額}} \div \left\{ \frac{\text{前期(ア)、(イ)により算定した見積耐用年数}}{\text{改良費を除く中古資産の取得価額}} + \frac{\text{改良費の額}}{\text{中古資産の法定耐用年数}} \right\}$$

b 計算事例

3年間使用されたブルトナー（法定耐用年数5年）を2,500,000円で承継取得し、1,500,000円の改良費を支出した場合の見積耐用

$$\text{年数} \left(\frac{1,500,000 \text{ 円}}{2,500,000 \text{ 円}} > \frac{1}{2} \right)$$

$$\text{見積耐用年数} = 4,000,000 \text{ 円} \div \left\{ \frac{\begin{array}{l} \text{(改良費を除く)} \\ \text{取得価額} \\ 2,500,000 \text{ 円} \end{array}}{\begin{array}{l} (5-3) \text{ 年} + 3 \text{ 年} \times \frac{20}{100} \\ \text{(法定耐用年数 - 経過年数) (経過年数)} \end{array}} + \frac{\begin{array}{l} \text{(改良費の額)} \\ 1,500,000 \text{ 円} \\ 5 \text{ 年} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(法定耐用年数)} \\ 5 \text{ 年} \end{array}} \right\} = 4,000,000 \text{ 円} \div \left\{ \frac{2,500,000 \text{ 円}}{2 \text{ 年}} + \frac{1,500,000 \text{ 円}}{5 \text{ 年}} \right\} = 4,000,000 \text{ 円} \div (1,250,000 + 300,000) \text{ 円} / \text{年} = 2.58 \text{ 年} \rightarrow 2 \text{ 年}$$

(エ) 中古資産取得後に改良費の支出があった場合

a 中古資産を取得し、事業の用に供した後において改良が加えられた場合は、本体部分と改良部分とを区分して評価し、改良部分については、原則として本体部分の耐用年数を適用する。

b 改良費が、本体部分の再取得価額（新品として取得する場合の金額）の50%に相当する金額を超えるときは、本体部分及び改良部分ともに、見積耐用年数によることはできず、法定耐用年数を適用する。

3. 控除額の加算

法定耐用年数は、標準的な資産が通常必要とされる維持補修を加えるものとして、それぞれの資産がどれだけの期間その効用を維持することができるかを測定して決定されたものであり、一般的に考えられる程度の陳腐化も織り込まれているものである。従って、このような法定耐用年数の算定基礎として考慮されていない特殊な事情がある場合に対処する方法として「控除額の加算」の制度が設けられている。これには「増加償却」と「陳腐化資産の一時償却」の二つの方法がある。

(1) 増加償却

ア 機械及び装置についてその使用時間が当該企業の営む事業の通常の経済事情における平均的な使用時間を著しく超える場合においては、法人税法施行令第60条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）又は所得税法施行令第133条の規定により、増加償却を行うことができる。この場合、平均的な使用時間の算定の基礎となる設備ごとの標準稼働時間は「耐用年数通達等に関する取扱通達の付表5」に定めてあるところである。

イ 増加償却の適用については、所轄税務署長に提出した「増加償却の届出書」の写しが提出され、かつ、当該年度の賦課期日までに所轄税務署長の承認を受けたものに限る。また、増加償却の対象は、「機械及び装置」に限られ、その適用に当たっては、設備の種類ごとに行う。

ウ 評価額の算定

(ア) 前年中に取得された償却資産

a 算式

評価額 = 取得価額 × 半年分の修正減価残存率

$$\begin{aligned} \text{半年分の修正減価残存率} &= A - (1 - A) \times \text{増加償却割合} \\ &\quad \times \frac{\text{増加償却適用期間}}{6} \end{aligned}$$

注：① Aは半年分の減価残存率（別表1「減価残存率」の償却月数6カ月）

② 増加償却割合は、提出された「増加償却の届出書」における「増加償却割合」欄の数値による。なお、増加償却割合が100分の10に満たない場合は増加償却の

特例は適用されない。

- ③ 前年中の増加償却適用期間が6カ月を超える場合は6カ月とする。

b 計算事例

前年中に取得した資産に増加償却を適用した場合の56年度評価額

耐火レンガ製造設備 55年9月取得

取得価額 48,588,767円

耐用年数 8年(半年分0.875、1年分0.750)

増加償却期間及びその割合 55年9月から56年3月まで18%

(半年分の減)
価残存率

$$\text{半年分の修正減価残存率} = 0.875 - (1 - 0.875) \times 0.18 \times \frac{4}{6}$$

$$= 0.875 - 0.015$$

$$= 0.860$$

(取得価額) (修正減価残存率)

$$\text{56年度評価額} = 48,588,767 \text{円} \times 0.860$$

(増加償却後の評価額)

$$= 41,786,339 \text{円} \cdots (A)$$

注：上記事例において、増加償却を適用しなかった場合の56年度評価額は

(取得価額) (半年分の減)
価残存率

$$\text{56年度評価額} = 48,588,767 \text{円} \times 0.875$$

$$= 42,515,171 \text{円} \cdots (B)$$

従って、増加償却の適用により加算された控除額は、次の額である。

(B) (A) (加算控除額)

$$42,515,171 \text{円} - 41,786,339 \text{円} = 728,832 \text{円}$$

- (1) 前年前に取得された償却資産

a 算式

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times 1 \text{年分の修正減価残存率}$$

$$1 \text{ 年分の修正減価残存率} = B - (1 - B) \times \text{増加償却割合} \\ \times \frac{\text{増加償却適用期間}}{12}$$

注：① B は 1 年分の減価残存率（別表 1 「減価残存率表」の償却月数 12 カ月の欄）

② 事業年度により増加償却割合が異なる場合は、それぞれ増加償却割合の異なる期間ごとに算定する。

b 計算事例

前年前に取得した資産に増加償却を適用した場合の 56 年度評価額

耐火レンガ製造設備	52 年 4 月取得
55 年度評価額	183, 656, 927 円
耐用年数	8 年（1 年分 0.750）
増加償却の期間及び割合	54 年 4 月から 55 年 3 月まで 22 %
	55 年 4 月から 56 年 3 月まで 18 %

55 年 1 月から 12 月までの増加償却割合

（1 月から 3 月まで） （4 月から 12 月末まで）

$$22 \% \times \frac{3 \text{ 月}}{12} + 18 \% \times \frac{9 \text{ 月}}{12}$$

（年間増加償却割合）

$$= 19.0 \%$$

1 年分の修正減価残存率

$$\left(\begin{array}{l} \text{耐用年} \\ \text{数 8 年} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{増加償} \\ \text{却割合} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{増加償却期間} \\ \text{12 月} \end{array} \right) \\ = 0.750 - (1 - 0.750) \times 0.19 \times \frac{12 \text{ 月}}{12}$$

$$= 0.750 - 0.0475$$

$$= 0.7025$$

$$\begin{array}{l} \text{56 年度評価額} = \text{55 年度評価額} \times \text{修正減価残存率} \\ = 183, 656, 927 \text{ 円} \times 0.7025 \end{array}$$

$$= 129, 018, 991 \text{ 円} \dots\dots (A)$$

注：上記事例において、増加償却を適用しなかった場合の

56年度評価額は

$$\begin{aligned} & \text{(55年度評価額)} \times \left(\frac{\text{1年分の減価残存率}}{\text{減価残存率}} \right) \\ 56\text{年度評価額} &= 183,656,927 \text{円} \times 0.750 \\ &= 137,742,695 \text{円} \cdots \cdots \text{(B)} \end{aligned}$$

従って、増加償却の適用により、加算された控除額は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} & \text{(B)} \quad \text{(A)} \quad \text{(加算控除額)} \\ & 137,742,695 \text{円} - 129,018,991 \text{円} = 8,723,704 \text{円} \end{aligned}$$

(2) 陳腐化資産の一時償却

ア 技術の進歩その他の理由により著しく陳腐化した償却資産については、法人税法施行令第60条の2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）第1項若しくは第6項又は所得税法第133条の2第1項若しくは第6項の規定により一時償却を行うことができる。

イ 一時償却の適用については、所轄国税局長に提出した「陳腐化資産の償却限度額の特例の申請書（陳腐化を理由とする「耐用年数短縮の承認申請書」を含む。）」の写しが提出され、かつ、当該年度の賦課期日までに所轄国税局長の承認を受けたものに限る。

ウ 評価額の算定

(ア) 算式

$$\text{評価額} = \text{修正した前年度評価額} \times \frac{\text{承認を受けた使用可能期間又は耐用年数にかか} \times \text{1年分の減価残存率}}{\text{減価残存率}}$$

注：「修正した前年度評価額」とは、承認を受けた使用可能期間又は耐用年数に基づき当該資産の取得時期から再計算した前年度の評価額である。

(イ) 計算事例

前年前に取得した資産について陳腐化資産の一時償却を適用した場合の56年度評価額

陳腐化償却の適用を受けるべき資産の法定耐用年数

12年（減価残存率 半年分0.912、1年分0.825）

前年中に承認を受けた使用可能期間（単なる陳腐化償却の承認）

8年（減価残存率 半年分0.875、1年分0.750）

陳腐化を事由として前年中に耐用年数の短縮の承認を受けた使用可能期間

8年(減価残存率 半年分0.875、1年分0.750)

取得時期 昭和52年2月5日

その陳腐化資産の取得額 20,000,000円

前年度(昭和55年度)の評価額 12,414,600円

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} 53年度 \quad 20,000,000 \text{円} \times 0.912 = 18,240,000 \text{円} \\ 54年度 \quad 18,240,000 \text{円} \times 0.825 = 15,048,000 \text{円} \\ 55年度 \quad 15,048,000 \text{円} \times 0.825 = 12,414,600 \text{円} \end{array} \right) \end{aligned}$$

a 陳腐化償却の承認のみを受けた場合

初めに、前年度の修正評価額を算出すること

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} 53年度 \quad 20,000,000 \text{円} \times 0.875 = 17,500,000 \text{円} \\ 54年度 \quad 17,500,000 \text{円} \times 0.750 = 13,125,000 \text{円} \\ 55年度 \quad 13,125,000 \text{円} \times 0.750 = 9,843,750 \text{円} \end{array} \right) \end{aligned}$$

9,843,750円となる。

次に、前年度の修正評価額を基礎として本来の控除額を求めると、

$$\begin{aligned} & \text{(前年度の修正評価額)} \quad \text{(耐用年数12年)} \\ & 9,843,750 \text{円} \quad \times \quad (1 - 0.825) = 1,722,656 \text{円} \cdots (A) \end{aligned}$$

となる。

最後に、前年度の評価額と前年度の修正評価額の差額(陳腐化による加算額)を求めると、

$$\begin{aligned} & \text{(前年度の評価額)} \quad \text{(前年度の修正評価額)} \\ & 12,414,600 \text{円} \quad - \quad 9,843,750 \text{円} \quad = 2,570,850 \text{円} \cdots (B) \end{aligned}$$

となる。

従って、本年度における控除額の合計額は、

$$\begin{aligned} & \text{(A)} \quad \text{(B)} \\ & 1,722,656 \text{円} + 2,570,850 \text{円} = 4,293,506 \text{円} \cdots \cdots (C) \end{aligned}$$

となり、本年度の陳腐化した償却資産の評価額は、

$$\begin{aligned} & \text{(前年度の評価額)} \quad \text{(控除額の合計(C))} \\ & 12,414,600 \text{円} \quad - \quad 4,293,506 \text{円} = 8,121,094 \text{円} \end{aligned}$$

となる。

b 陳腐化を事由として耐用年数の短縮の承認を受けた場合

前年度の修正評価額は、aの場合と同じであり、9,843,750円と

なる。

次に、前年度の修正評価額を基礎とした控除額を求めると、

(前年度の修正評価額) (耐用年数 8 年)

$$9,843,750 \text{ 円} \times (1 - 0.750) = 2,460,937 \text{ 円} \cdots (A)$$

となり、前年度の評価額と前年度の修正評価額との差額(陳腐化による加算額)は、a の場合と同じ 2,570,850 円…(B) であるから、本年度における控除額の合計額は、

(A) (B)

$$2,460,937 \text{ 円} + 2,570,850 \text{ 円} = 5,031,787 \text{ 円} \cdots (C)$$

となる。

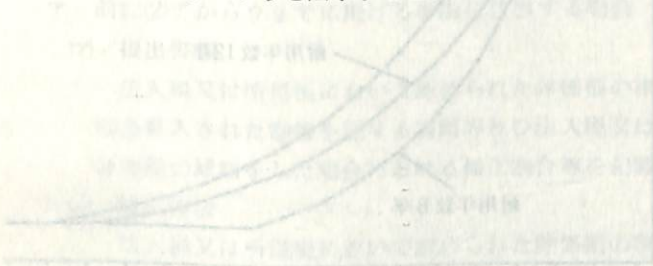
従って、本年度の陳腐化した償却資産の評価額は、

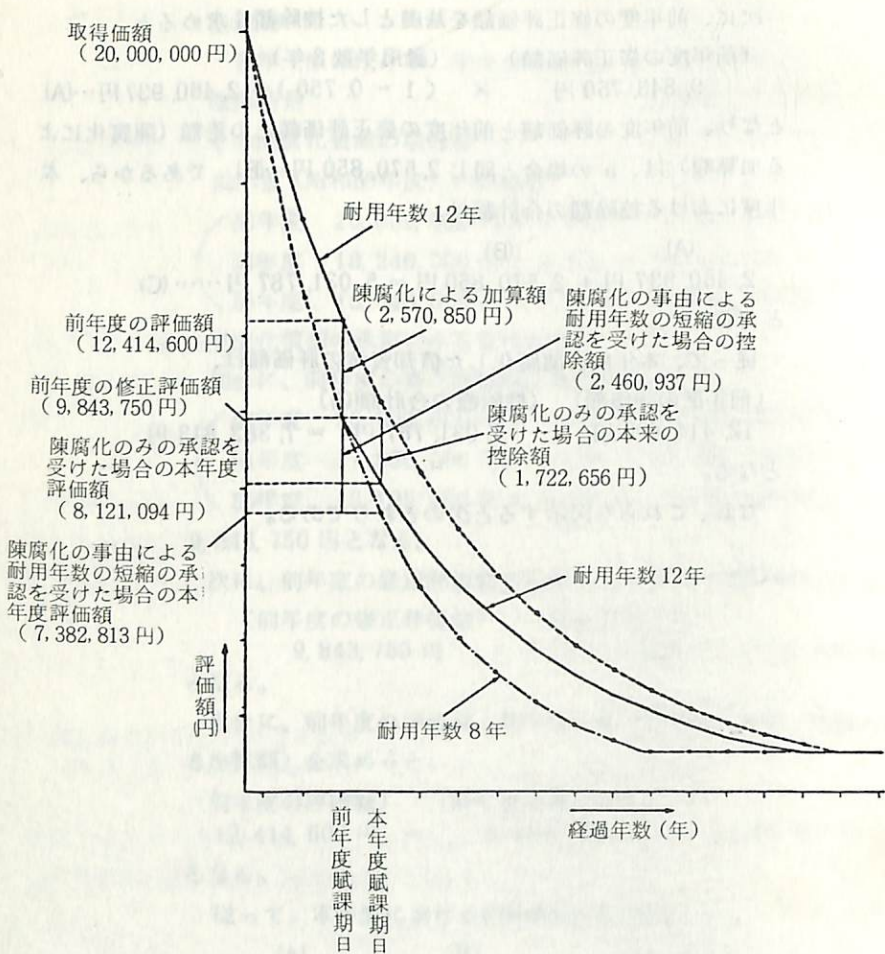
(前年度の評価額) (控除額の合計額(C))

$$12,414,600 \text{ 円} - 5,031,787 \text{ 円} = 7,382,813 \text{ 円}$$

となる。

なお、これらを図示すると次のとおりである。





4. 評価額の補正

- (1) 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したと、その他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その償却資産の価額の低下に応じて、評価額を減価補正する。
- (2) 評価額の補正が適用されるべき事由
 - ア 償却資産が災害等の事故により著しく損傷したと。
 - イ 償却資産が1年以上にわたり遊休状態にあること。

ウ 償却資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に供されたこと。

エ 白色申告の個人の所有する償却資産について、「短縮耐用年数を適用すべき事由」と同様の事由が生じたこと（白色申告の個人は、短縮耐用年数の適用が認められていない。）。

オ 白色申告の個人の所有する償却資産について、「増加償却を適用すべき事由」及び「陳腐化償却を適用すべき事由」と同様の事由が生じたこと（白色申告の個人は、増加償却及び陳腐化償却の適用が認められていない。）。

カ 前記各項に準ずる特別の事情が生じたこと。

(3) 評価額の補正の適用手続等

評価額の補正の申告があった場合には、償却資産評価額補正申請書、補正の事由及び評価額の減額の基礎となる補正割合等を記載した書類の提出を求めるとともに、次により補正する。

ア 前記(2)アからウまでに掲げる事由に該当する場合

(ア) 提出書類

法人税又は所得税において認められた評価損の事由、評価損として損金算入された額等を証する書類等及び法人税又は所得税にあわせて評価額の減額をした場合における補正割合等を記載した書類。

(イ) 補正方法

法人税又は所得税において認められた評価損の割合をもって、評価額を補正する。

イ 前記(2)エ及びオに掲げる事由に該当する場合

(ア) 提出書類

短縮耐用年数又は増加償却等を適用すべき事由及び適用したとした場合の補正割合等を記載した書類。

(イ) 補正方法

耐用年数の短縮、控除額の加算を適用したとした場合における評価額となるよう補正する。

ウ 前記(2)カに掲げる事由が生じた場合

(ア) 提出書類

特別の事由及びその事由により評価額を減額した場合の補正割合等

を記載した書類。

(1) 補正方法

当該事由についての法人税法又は所得税法の取扱いに準じて、評価額を補正する。

(4) 償却資産評価額補正申請書様式(例)

昭和 年度償却資産評価額補正申請書

昭和 年 月

長 殿

申請者住所

氏名又は
名 称

印

納税管理人
住所氏名

償却資産のうち別紙明細の資産について下記の事由により、その評価額を補正して下さるよう関係書類を添えて申請致します。

記

1. 災害、遊休等補正申請の事由及び期間

2. 減価償却明細書、火災のり災証明書、災害救助法に基づくり災証明書、修理費の見積書、請求書、作業日報、現場配置図、法人税又は所得税において評価損として損金算入した額等を証する書類、短縮耐用年数又は増加償却等を適用すべき事由を記載した書類等の関係書類

3. 別 紙 該当資産明細書

5. 改良費の取扱い

(1) 改良費として評価するもの

償却資産の改良のため支出した金額（改良、修理、その他名義の何たるかを問わない）で、次に該当するものは、これを改良費として償却資産の課税対象とする。

ア その償却資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

イ その償却資産の価額を増加させる部分に対応する金額

注：ア、イいずれの事由にも該当する場合は、「改良費の額」を比較して多い方を改良費とする。

(2) 評価方法

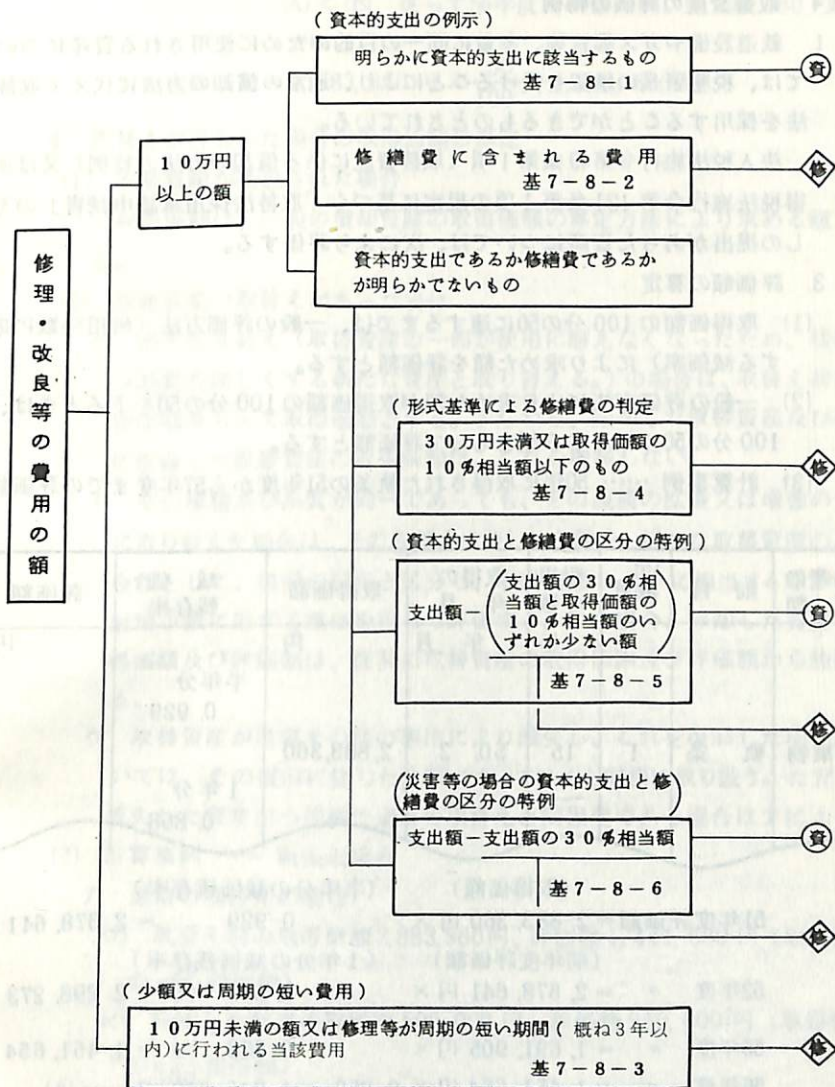
改良費の支出があった場合は、改良費にかかる部分について、新たに別個の資産を取得したものとみなし、本体部分の償却資産と区分し、かつ、本体部分に係る耐用年数を適用して評価する（区分評価方式）。

なお、法人税法又は所得税法においては、改良費に相当するいわゆる資本的支出は本体部分と合算することとされている（合算評価方式）。

(3) 判定要領

改良費は、その支出金額が法人税法又は所得税法における「資本的支出」に該当するものをいい、従ってその具体的判定に当たっては、法人税基本通達（昭和55年5月15日付「直法2-8通達」）における「7-8資本的支出と修繕費」を参考にする。

なお、次図は、当該通達の概要を表にまとめたものである。



注：図中 基、 ⊕ 、 ◇ はそれぞれ次の略称である。

基 …… 法人税基本通達

⊕ …… 資本的支出に該当するもの

◇ …… 修繕費に該当するもの

第4 取替資産の評価の特例

1. 鉄道設備やガス導管等、多量に同一の目的のために使用される資産については、税務署長の承認を受けることにより、通常の償却の方法に代えて取替法を採用することができるものとされている。
2. 法人税法施行令第49条第1項（取替資産に係る償却の方法の特例）又は所得税法施行令第121条第1項の規定に基づく「取替法採用承認申請書」の写しの提出があった資産については、次により評価する。
3. 評価額の算定
 - (1) 取得価額の100分の50に達するまでは、一般の評価方法（耐用年数に応ずる減価率）により求めた額を評価額とする。
 - (2) 一般の評価方法により求めた額が取得価額の100分の50を下るときは、100分の50に相当する額をもって評価額とする。
 - (3) 計算事例 …… 50年に取得された軌条の51年度から57年度までの評価額

資産の種類	細目	数量	耐用年数	取得の年月	取得価額	減価残存率	評価額
			年	年月	円		円
構築物	軌条	1	15	50. 2	2,883,360	半年分 0.929	
						1年分 0.858	

$$\begin{aligned}
 & \text{(取得価額)} & \text{(半年分の減価残存率)} \\
 51\text{年度評価額} &= 2,883,360 \text{ 円} \times 0.929 &= 2,678,641 \text{ 円} \\
 & \text{(前年度評価額)} & \text{(1年分の減価残存率)} \\
 52\text{年度} & \text{〃} = 2,678,641 \text{ 円} \times 0.858 &= 2,298,273 \text{ 円} \\
 & \vdots & \\
 55\text{年度} & \text{〃} = 1,691,905 \text{ 円} \times 0.858 &= 1,451,654 \text{ 円} \\
 56\text{年度} & \text{〃} = 1,451,654 \text{ 円} \times 0.858 &= 1,245,519 \text{ 円} \dots\dots (\text{A})
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{(取得価額)} \\
 & 2,883,360 \text{ 円} \times \frac{50}{100} = 1,441,680 \text{ 円} \dots\dots (\text{B})
 \end{aligned}$$

(A) < (B) 従って56年度の評価額は、1,441,680円(B)である。

$$57年度評価額 = 2,883,360円 \times \frac{50}{100} = 1,441,680円$$

4. 取替えが行われた場合の取得価額の算定

(1) 取替資産が新設された場合

取得価額は、一般の償却資産の取得価額の算定方法により求める額である。

(2) 取替資産の取替えがあった場合

ア 通常取替え（取替資産の一部が使用に耐えなくなったため、種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替える。）の場合は、取替え前の取得価額をもって取得価額とする。すなわち、除却した取替資産及び新たに取得した取替資産の取得価額は、これを増減しない。

イ その種類及び品質が同一であっても、その規模の拡張又は増強のために取り替えた場合は、その取替えに要した金額を、新たな取替資産の取得金額として、従前の資産と区分し、取得価額の $\frac{50}{100}$ に相当する額までは、耐用年数に応ずる減価を行って評価する。この場合、除却した資産の取得価額及び評価額は、従前の取替資産の取得価額及び評価額から控除する。

ウ 取替資産が災害その他の事由により滅失し、これを復旧した場合においては、その復旧に要した金額についてはイと同様に取扱う。ただし、滅失した資産が小規模で通常取替えと同程度である場合はアによる。

(3) 計算事例 …… 軌条の場合

ア 通常取替えの場合

(ア) 取替え前の取得価額2,883,360円、評価額1,441,680円（取得価額の $\frac{50}{100}$ 相当額）

(イ) 除却した軌条の取得額500,000円、評価額250,000円（取得価額の $\frac{50}{100}$ 相当額）

(ウ) 取り替えた軌条の取得価額1,200,000円

(エ) 取替え後の取得価額及び評価額

取得価額 2,883,360円

評価額 1,441,680円（取得価額の $\frac{50}{100}$ 相当額）

イ 規模の拡張を伴う取替えの場合

(ア) 既設軌条の取得価額 2, 883, 360 円、評価額 1, 441, 680 円（取得価額 $\frac{50}{100}$ 相当額）

(イ) 除却部分の取得価額 500, 000 円、評価額 250, 000 円（取得価額の $\frac{50}{100}$ 相当額）

(ウ) 増設した軌条の取得価額 1, 200, 000 円、耐用年数 15 年（半年分の減価残存率 0. 929）

(エ) 取替え後の取得価額及び評価額

a 既設分 取得価額 = 2, 883, 360 円 - 500, 000 円
= 2, 383, 360 円

評価額 = 1, 441, 680 円 - 250, 000 円
= 1, 191, 680 円

b 増設分 取得価額 = 1, 200, 000 円

評価額 = 1, 200, 000 円 × 0. 929
= 1, 114, 800 円

第 5 鉱業用坑道の評価の特例

法人税法又は所得税法においては、鉱業用坑道についての減価償却の方法として定率法及び定額法によるほか、採掘量に比例して減価償却をする「生産高比例法」によることが認められている。

企業が「生産高比例法」を採用している場合の鉱業用坑道の評価は、次による。

1. 評価の基本

鉱業用坑道の評価は、坑外坑道と坑内坑道とに区分し、取得価額を基礎として、採掘された鉱物の量に応ずる減価を行って評価する。

鉱業用坑道の評価は、石炭鉱業用、金属鉱業用、その他石灰石鉱業用のもの等すべての鉱業用の坑道に適用する。

2. 評価額の算定

(1) 前年中取得のもの

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{取得した日から賦課期日の属する年の前年の末日までにおいて、その坑道を利用して、実際に採掘された鉱量}}{\text{取得した日以後その坑道を利用して将来にわたって採掘される鉱量}} \right)$$

(2) 前年前取得されたもの

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \left(1 - \frac{\text{賦課期日の属する年の前年中において、その坑道を利用して実際に採掘された鉱量}}{\text{賦課期日の属する年の前年の1月1日以後その坑道を利用して将来にわたって採掘される鉱量}} \right)$$

3. 取得価額の算定

(1) 坑外坑道

一般の償却資産の取得価額の算定方法により求めた額による。

(2) 坑内坑道

評価基準第3節六（坑内坑道の取得価額の算定）により求めた金額による。

第6 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の特例

次の要件を備える法人が所有する資産について「償却資産の評価の特例にかかる承認申請書」（以下承認申請書という。）の申請があったものについては期末帳簿価額を基礎として評価額を求める（以下この方法による評価方式を「期末簿価方式」という。）。

- (1) 減価償却資産の償却の方法として定率法を選定していること。
- (2) 特別償却をする場合は、準備金方式によっていること。
- (3) 他市（区）町村別に償却額の計算に関する明細が判明できる書類及び期末における償却資産の実態を記載した書類を保存していること。

1. 評価の特例の承認

承認申請書の提出があった場合は前記の要件を確認し決裁のうえ、次の要

件を付して「償却資産の評価の特例承認（却下）通知書」を送付する。

- (1) 継続して、この申告方法によること。
- (2) この申告方法を採用する初年度は、必ず将来の一般の申告書と評価の特例にかかる申告書を作成し、両方とも申告すること。
- (3) やむを得ない事由により、この申告方法によることができなくなった場合は、一般の申告の方法により全資産について申告すること。

2. 評価の算定

評価額の算定は次の(1)、(2)、(3)及び(4)により行い合算して求める。

- (1) 期末帳簿価額（以下「期末簿価」という。）に算入される資産の評価

〔算式〕

$$\text{評価額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{期末簿価} - \underbrace{(\text{期末簿価}) \times \text{減価率} \times \frac{12 - \text{期末の月}}{12}} \end{array} \right\}$$

+ (5%相当額) 賦課期日までの月割償却額

- ア 期末簿価は、賦課期日直前の事業年度の「法人税申告書別表16(2)」（定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）に記載されている「差引計16」欄の額から「計21」欄の額を差し引いて求める。

この場合、次のものについては、当該期末簿価から除外すること。

- (イ) 償却資産の課税対象とならない非課税資産並びに自動車税及び軽自動車税の課税客体。
- (ロ) 期末の翌日から賦課期日までの間に除却等のあった資産。
- (ハ) 期中又は期末の翌日から賦課期日までの間に価額が取得価額の5%〔法人税法施行令第61条第2項（いわゆる特定堅牢物の償却可能限度額の特例）の規定の適用を受ける特定堅牢物は1円とする。以下エにおいて同じ〕に達することとなる資産。

(ニ) 他市（区）町村に所在する資産。

- イ 減価率は、評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」を用いる。

ウ $\frac{12 - \text{期末の月}}{12}$ とは、例えば9月末決算法人の場合 $\frac{12 - 9}{12} = \frac{3}{12}$

をいう。

エ 5%相当額とは、前記ア(ウ)の資産の取得価額の5%の額をいう。

- (2) 期末後に取得された資産の評価

ア 月割償却法（法人税法施行令第59条第1項）を採用している資産

〔算式〕

$$\text{評価額} = \text{取得価額} - \left(\text{取得価額} \times \text{減価率} \times \frac{13 - \text{事業の用に供した月}}{12} \right)$$

イ 簡便償却法（法人税法施行令第59条第2項）を採用している資産

〔算式〕

$$\text{評価額} = \text{取得価額} - \left(\text{取得価額} \times \text{減価率} \times \frac{12 - \text{期末の月}}{24} \right)$$

(3) 期末簿価に算入されない資産の評価

次に掲げる資産については、原則として、一般の評価方法によって評価する。

ア 簿外資産

イ 期末簿価方式採用後における圧縮記帳による圧縮額。

ウ 賦課期日を含む事業年度の前事業年度終了の日までに価額が取得価額の5%に達した資産。

なお、ア及びイの前年中取得資産については、月割償却又は半年償却のいずれかによるものとする。

(4) 調整額の計算

期末簿価方式を採用した最初の年度において、(1)から(3)までの方法によって求めた価額の合計額と、一般の評価方法によって求めた価額の合計額とを比較し、期末簿価方式によって求めた価額が、一般の評価方法によって求めた価額を下回る場合は、その差額相当分を調整額として加算する。次年度以降については、この初年度の差額を一資産とみなし、一括して定率法による償却計算を行って調整額とする（ただし、調整額が10万円未満となった場合には、加算しない。）。

〔算式〕

$$\begin{aligned} \text{調整額} = & \left\{ (\text{一般の評価方法による価額の合計額}) \right. \\ & \left. - (\text{期末簿価方式による価額の合計額}) \right\} \\ & \times (1 - a)^n \end{aligned}$$

ア n は、期末簿価方式を採用した初年度から、当該償却資産の評価を行う年度までの期間の年数をいう。初年度はnの値は、零であるので当初の差額相当分 $(1 - a)^0 = 1$ である。) を加算することになる。

イ a とは、調整額の評価に適用する平均償却率をいう。平均償却率の算定は、一般の評価方法による申告書に基づき、次の算式によって求めた数値を評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる直近上

位の数値におきかえ適用する。

$$\text{平均償却率} = \frac{A - (\text{初年度評価額} - \text{前年中増加資産の評価額})}{A - (\text{前年度評価額} - \text{前年中減少資産の評価額})}$$

(5) 決定価格の算定

$$\text{決定価格} = (1) + (2) + (3) + (4)$$

(6) 課税標準の特例による軽減額の算定

特例適用条項及び特例率別に、次の算式により求める。

$$\text{軽減額} = \text{評価額} - (\text{評価額} \times \text{特例率})$$

ア この場合、前年中取得資産の評価額の算定は、月割償却又は半年償却のいずれかによる。

イ 課税標準の特例の適用のある資産のうち、圧縮記帳による圧縮額のあるものは、圧縮前の取得原価をその資産の取得価額として評価額を求める。

(7) 課税標準額の算定

$$\text{課税標準額} = \text{決定価格(5)} - \text{特例による軽減額(6)}$$

(参考) 調整額の生じる原因

調整額が生じる原因としては、次のようなものが考えられる。

- ① 年の中途における取得資産について月割償却がされている場合。
- ② 資産の再評価が行われた際の固定資産税と法人税との取扱いの差異による場合。
- ③ 租税特別措置法上の特別償却又は割増償却がある場合。
- ④ 法人税法上の圧縮記帳による圧縮額がある場合。
- ⑤ 当該企業において償却超過額があったこと。

第6節 理論帳簿価額の算定

第1 理論帳簿価額

法第414条の規定により、償却資産の価格を決定する場合においては、その価格は法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる償却資産の価額を下ることができないものである。この場合における「法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の基礎となる償却資産の価額」を理論帳簿価額という。

第2 理論帳簿価額の算定における基本的事項

理論帳簿価額は、企業における実際の帳簿価額ではなく、次の方法により算定した賦課期日（1月1日）現在における帳簿価額である。

1. 減価償却の計算に用いる償却方法は、定率法による。
2. 経理上の事由により償却不足額又は償却超額がある場合においても通常の減価償却（いわゆる普通償却限度額）を行ったものとして算定した額による。
3. 租税特別措置法の規定による特別償却・割増償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳を行わなかったものとして算定した額による。

第3 理論帳簿価額と評価額

1. 理論帳簿価額と評価額との算定上の主な相違点は、資産の再評価や評価替えにより減価償却費の計算の基礎となる償却資産の価額が変更された場合に異なるものである。
2. 納税義務者から提出された申告書において理論帳簿価額と評価額を比較し、その差額が著しく大きい場合は、次のようなことがその原因と推定されるので留意する。
 - (1) 賦課期日（1月1日）現在における理論帳簿価額ではなく、企業における事業年度末（決算期末）の帳簿価額を申告している。
 - (2) 非課税資産、自動車税等の課税客体及び他の市町村に所在する資産に係

帳簿価額を含めて申告している。

(3) 租税特別措置法の規定による特別償却・割増償却及び法人税法又は所得税法上認められている圧縮記帳後の帳簿価額を申告している。

(4) 定率法以外の償却方法により申告している。

第7節 価格等の決定

第1 決定価格

理論帳簿価額と評価額のうちいずれか高い方の額をもって価格の決定を行う。この場合、個々の資産ごとに比較することなく納税義務者が所有する償却資産全体の額で比較を行い、決定して差し支えないものである。

(具体例)

	(評価額)	(理論帳簿価額)	(決定価格)
構 築 物	685,517円 <	691,505円	685,517円
機 械 及 び 装 置	36,712,091円 >	34,016,425円	36,712,091円
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	86,858円 >	73,792円	86,858円
合 計	37,484,466円 >	34,781,722円	37,484,466円

構築物だけを見ると理論帳簿価額の方が高くなっているが、各資産の合計額では評価額の方が理論帳簿価額を上回っているので評価額である37,484,466円をもって決定価格としているものである。

第2 課税標準額

通常、決定価格はそのまま課税標準額となるが、課税標準の特例の適用がある資産については、当該償却資産の決定価格に特例率を乗じて得た額が課税標準額となる。この場合、価格の決定が理論帳簿価額でなされたときは、課税標準の特例適用資産の課税標準額は理論帳簿価額に特例率を乗じ算定することとなるので留意する必要がある。

第8節 償却資産課税台帳と縦覧

第1 償却資産課税台帳

1. 償却資産課税台帳の意義及び登録事項

償却資産課税台帳（以下「課税台帳」という。）は、固定資産税を賦課するための法的根拠となるものであり、賦課期日現在の課税要件（納税義務者、資産の価格、課税標準額等）を登録した重要な台帳である。その登録事項は、次のとおりである。

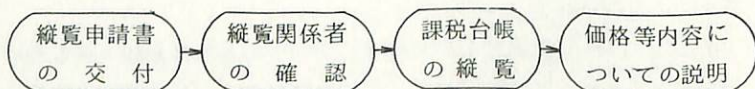
- (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 償却資産の所在・種類及び数量
- (3) 価格及び課税標準額

2. 課税台帳の様式及び編てつ

- (1) 課税台帳と償却資産申告書とは、同一の様式とされているので、償却資産の申告書に価格等の必要事項を登録し、これをもって課税台帳とする。
- (2) 価格等必要事項を登録した課税台帳は、法人・個人別に区分し、納税義務者名の五十音順に編てつする。

第2 償却資産課税台帳の縦覧

1. 課税台帳は登録した価格等を確定させるため、原則として、毎年3月1日から3月20日までの間、関係者の縦覧に供する。
2. 縦覧を実施するに当たっては、2月中旬までに縦覧の場所、期間を公示するとともに、市政広報等により縦覧の案内を行う。
3. 公民館や学校等の施設を借りて縦覧を行う場合は、その事前準備を行う。
4. 縦覧の実施



(1) 縦覧申請書の受付

ア 縦覧は資産所有者の住所及び氏名並びに縦覧者の住所及び氏名等を記入した縦覧申請書を受け付けることによって行う。

イ 所有者と縦覧者とが異なる場合は、所有者との関係を記入させる。

ウ 縦覧申請書様式(例)

縦 覧 申 請 書										担当者印
住所 氏名			住所 氏名			所有者との関係				
所 有 者			縦 覧 者							
所 在 地										
区	分	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船	航 空 機	車 両 及 び 運 搬 機 具	工 具 及 び 器 具 備 品	合 計		
細	目									
数	量									
価	格	円	円	円	円	円	円	円	円	
課	税 準 額	円	円	円	円	円	円	円	円	
備	考									

(2) 縦覧関係者の範囲とその確認

ア 課税台帳の縦覧ができる者は、次のとおりである。

(ア) 課税台帳に登録されている者

(イ) 賦課期日後の相続の開始があった場合におけるその相続人

(ウ) 納税管理人

(エ) (ア)・(イ)の委任を受けた者

イ 縦覧申請書に記入された所有者の住所及び氏名と縦覧者の住所及び氏名とが異なる場合は、縦覧関係者の範囲に入るか否かを確認のうえ、縦覧させる。

(3) 縦覧における留意事項

ア 縦覧は課税台帳で実施し、価格等の登録事項について説明を求められた場合、納得が得られるよう十分に説明する。

イ 説明をしても、なお不服のある者に対しては、固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、審査の申出ができる旨を教示する。

ウ 説明の過程で明らかに「重大な錯誤」と判断されるものについては、直ちに再調査を行い、その結果を納税義務者に知らせるとともに、価格の修正等必要な処理を行う。

第3 審査の申出

1. 審査申出先

課税台帳の登録事項について不服のある納税者は、審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、自治大臣又は道府県知事が決定又は修正した価格等について不服のある納税者は、自治大臣又は道府県知事に対して異議申立をすることができる。

2. 審査申出人

審査の申出をすることができる者は、次のとおりである。

(1) 固定資産税（償却資産）の納税者

(2) 納税者が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人

(3) 多数の者が共同して審査の申出をする場合の互選された3人以内の総代

(4) (1)及び(2)の代理人

3. 審査申出事項

償却資産にあっては、課税台帳に登録されたすべての事項について、審査

の申出をすることができる。

4. 審査申出期間

- (1) 課税台帳の縦覧期間の初日からその末日後10日までの間。
- (2) 課税台帳を縦覧に供した日以後において、価格の決定又は修正があった場合は、当該決定又は修正の通知を受けた日から30日以内。
- (3) なお、自治大臣又は道府県知事が価格等を決定する資産について価格等の決定又は修正があった場合は、当該決定又は修正の通知を受けた日から60日以内。

5. 審査の申出及び審査手続

(1) 審査申出書の提出

ア 審査の申出は、書面によって行い、審査申出書正副2通を審査委員会に提出する。

イ 審査申出書には、少なくとも次の事項が記載されていることを必要とする。

(ア) 審査申出人の住所(所在地)、氏名(名称)、年令及び押印

(イ) 審査の申出年月日

(ウ) 審査の申出の趣旨及び理由

(エ) 口頭審理希望の有無

(オ) 代表者(法人)、管理人、総代又は代理人が申出をする場合は、その資格を証明する書類の添付。

(2) 審査申出書の形式審査及び受理等

ア 審査委員会においては、審査申出書が、申出期限内に提出されたものであるか否か及び記載事項に欠陥がないか否か等、形式的な審査を行い、審査申出書の受理、補正命令又は却下を決定する。

(ア) 受理するもの……申出期限及び記載事項が適法な審査の申出

(イ) 補正させるもの……記載事項に欠陥がある審査の申出(期間を定めて、審査申出人にその欠陥を補正させる。)

(ウ) 却下するもの……期間経過後の審査の申出、審査委員会の審査権限外の事項についての審査の申出及び審査の申出資格のない者による審査の申出等

イ 審査委員会は、形式審査の結果、審査の申出が適法になされている場合は、これを受理し、その旨を市(町・村)長に通知する。

(3) 実質審査（書面審査及び口頭審理）

審査申出書を受理した審査委員会は、審査日程を作成し、直ちに、その必要と認める調査、口頭審理その他事実審査を行う。

ア 答弁書

(ア) 審査委員会は、市（町・村）長に対して、審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、答弁書の提出を求める。

(イ) 市（町・村）長は、次により答弁書を作成し、審査委員会に提出する。

a 答弁書の「所有者の住所（所在地）・氏名（名称）」欄等は、審査申出書のそれぞれに対応する各欄から転記する。

b 答弁事項は審査の申出の対象となった資産を評価するに当たって適用した評価方法及びその具体的な評価算出過程を記載する。

c 審査の申出があった具体的な事項に対し棄却等を求める理由等を記載する。

d 審査委員会から提出を要求された資料を添付する。

イ 弁ばく書

審査委員会は、審査申出人に対し、市（町・村）長から提出のあった答弁書の写し及び必要と認める資料等を送付し、弁ばく書の提出を求めることができる。

ウ 再答弁書

審査委員会は、審査申出人から提出された弁ばく書について、市（町・村）長の答弁を必要と認めるときは、市（町・村）長に弁ばく書の写しを送付し、再答弁書の提出を求めることができる。

エ 実地調査

(ア) 審査委員会は、必要があると認めるときは、審査申出書、答弁書その他の資料に基づき実地調査を行うことができる。

(イ) 実地調査に際しては、審査申出人、その他関係者に対し、立会の機会を与えなければならない。

オ 口頭審理

(ア) 口頭審理とは、審査申出人、市（町・村）長、その他関係者の口頭による陳述を聴取することによって、委員の心証を形成する審査手続

である。

(イ) 口頭審理は、審査申出人からの申請又は審査委員会の職権に基づき行う。この場合、審査委員会は、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市(町・村)長に通知する。

(ウ) 審査委員会は、口頭審理において、審査申出人が評価に対する不服事由を特定し、明らかにするため、必要とされる範囲で評価の根拠、方法、手順等を了知できる措置をとるとともに、不服事由につき、審査申出人に反論の主張、立証の機会を与えなければならない。

(4) 審査の決定

ア 決定の期間

(イ) 審査委員会は審査の申出を受理した日から30日以内に審査の決定をしなければならない。なお、法定期限経過後になされた決定でも、原則として有効である。

(イ) 法定期限までに決定しない場合は、審査申出人において、審査の申出を却下する旨の決定があったものとみなし、裁判所に出訴することができる。

イ 決定の種類

審査の決定の種類は、「却下」、「棄却」及び「容認」である。

(イ) 却下……本案の審理を拒絶するものであり、審査申出書の実質的な内容の審理に入ることなく、いわゆる門前払いをする処分である。

(イ) 棄却……実質審査の結果、審査の申出に理由がないと認め、市(町・村)長が行った課税台帳の登録事項を是認するものである。

(ウ) 容認……審査の申出に理由があると判断し、審査申出事項の全部又は一部を認めるものである。

ウ 決定の通知

(イ) 審査委員会は、審査の決定をした場合には、その決定のあった日から10日以内に、審査決定通知書を、審査申出人(正本)及び市(町・村)長(副本)に送付しなければならない。

(イ) 決定通知書には、詳細な理由を付す必要はないが、審査申出人が決定の根拠を具体的に知り得る程度の理由を必ず付さなければならない。

第4 審査の決定に対する訴訟

1. 審査申出人は、審査委員会の決定に不服があるときは、審査委員会を被告としてその取消しの訴えを提起することができる。出訴については、行政事件訴訟法が適用され、決定があったことを知った日から3ヶ月以内に提起しなければならない。
2. 市（町・村）長は、審査委員会の決定について、不服があっても出訴することはできない。

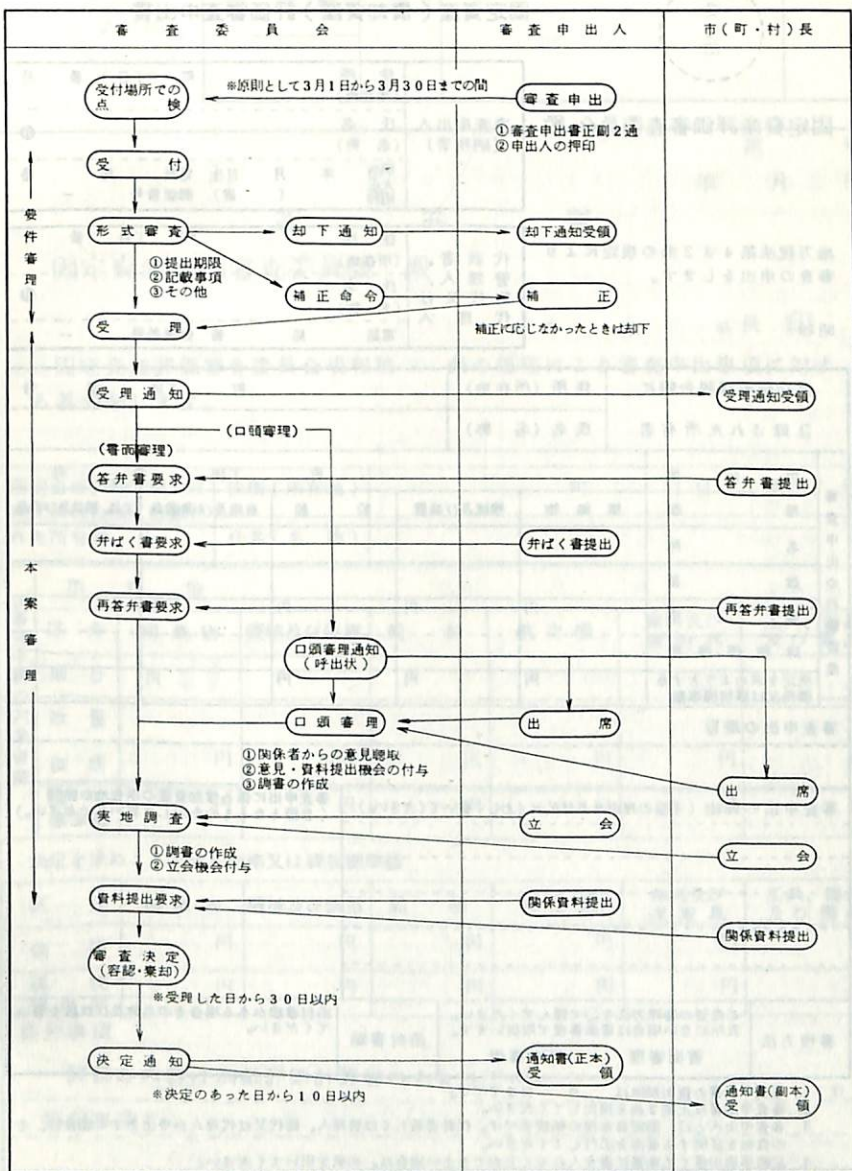
第5 審査の決定に基づく価格等の修正

1. 市（町・村）長は、審査委員会の審査の決定通知があった場合において、課税台帳に登録された価格等を修正する必要があるときは、その通知を受けた日から10日以内にその価格等を修正して登録し、その旨を納税者に通知しなければならない。
2. 価格等の修正を行った結果、税額に変更を生ずる場合には、すでに賦課されている税額について変更処理を行う。

第6 主要関係帳票等の様式（例）

1. 審査事務の進め方（一般例）
2. 固定資産（償却資産）評価審査申出書
3. 答弁書
4. 固定資産（償却資産）評価審査決定通知書

審査事務の進め方（一般例）





固定資産（償却資産）評価審査申出書

固定資産評価審査委員会 殿

地方税法第432条の規定により
審査の申出をします。

昭和 年 月 日

審査申出人 (納税者)	住所 (所在地)	町 丁目 番 号
	氏名 (名称)	㊦
	明治 大正 昭和	年 月 日 生 電話 局 番 (歳) 郵便番号 -

代表者、 管理人、 総代又は 代理人	住所 (所在地)	町 丁目 番 号
	氏名 (名称)	㊦
	電話 局 番 郵便番号 -	

償却資産課税台帳に 登録された所有者		住所(所在地)	町 丁目 番 号			
		氏名(名称)				
審査申出の 対象資産	所在地	町 丁目 番 号				
	種類	構築物	機械及び装置	船舶	車両及び運搬具	工具、器具及び備品
	名称					
	数量					
	価格	円	円	円	円	円
	課税標準額					
決定を求めようとする 価格又は課税標準額		円	円	円	円	円
審査申出の趣旨						
審査申出の理由（不服の理由を具体的にわしく書いてください）				審査申出に係る償却資産の所在地の略図 (目標となるものを示して書いてください。)		
審査方法		ご希望の審査方法を○で囲んでください。 表示のない場合は書面審査で取扱います。		添付書類		添付書類がある場合その名称及び枚数を書いてください。
		書面審査 口頭審査				

- 注： 1. 審査申出書の提出期限は 月 日 までです。
 2. 審査申出書は正副2通を提出してください。
 3. 審査申出人とは、固定資産税の納税者です。代表者若しくは管理人、総代又は代理人が申出をする場合は、その資格を証明する書面を添付してください。
 4. 記載事項が多くて本書に書き入れることができない場合は、別紙を用いてください。
 5. 審査申出書提出後その記載事項に変更が生じた場合は、直ちに当該変更に係る事項を書面で届け出てください。



回 覧	書記	委員	委員長

第 号
年 月 日

答 弁 書

固定資産評価審査委員会 殿

長 印

固定資産評価審査委員会規程第 条の規程により審査申出事項に対する答弁をします。

固定資産課税台帳又は 補充課税台帳に登録された所有者	住所(所在地)	町	丁目	番	号
	氏名(名称)				

審査申出の対象資産	所在地						
	区分	構築物	機械及び装置	船 舶	航空機	車両及び 運搬具	工具、器具 及び備品
	細目						
	数量						
	価 格	円	円	円	円	円	円
	課 税 標準額	円	円	円	円	円	円

決定を求めようとする価格又は課税標準額

区分	構築物	機械及び装置	船 舶	航空機	車両及び 運搬具	工具、器具 及び備品
価 格	円	円	円	円	円	円
課 税 標準額	円	円	円	円	円	円

答弁事項

評価の内容は別紙評価計算書のとおりです。

特記事項

固審()第 号
年 月 日

殿

固定資産評価審査委員会 印

固定資産(償却資産)評価審査決定通知書

あなたの審査の申出に対して次のとおり決定したので通知します。

審査申出人	住所(所在地)	町 丁目 番 号
	氏名(名称)	

審査申出の対象資産	所在地						
	区分	構築物	機械及び装置	船舶	航空機	車両及び運搬具	工具、器具及び備品
	細目						
	数量						
	価格	円	円	円	円	円	円
	課税標準額	円	円	円	円	円	円

決定事項 年 月 日決定

決定価格等	区分	構築物	機械及び装置	船舶	航空機	車両及び運搬具	工具、器具及び備品
	価格	円	円	円	円	円	円
	課税標準額	円	円	円	円	円	円

決定理由

なお、この審査の決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して

3ヶ月以内に裁判所に訴えることができます。

第9節 納税通知書及び納付書の送達

第1 納税通知書及び納付書の作成等

1. 納税通知書の作成

納税通知書は、課税の根拠となった法律及び条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で、この通知書を納税者に送達することによって、納税額（租税債権）を確定させるものであり、原則として、課税台帳をもとに作成する。

2. 納付書の作成

納付書は税金を納付するための用紙で、各期ごとに原符（収納機関の控）、領収済通知書（収納機関から課税団体への通知）、領収証書（納税者の控）により構成されているため、それぞれに納税者の住所・氏名・期別ごとの納期及び納付額を記載し、納税通知書と同時に作成する。

3. 納期（定期・随時）

- (1) 固定資産税の納期は、原則として、4月、7月、12月、2月の年4回である。
- (2) 賦課もれ等により直ちにその全額を徴収しなければならない場合は、法定納期に関係なく、随時納期限を定めて徴収する。

4. 税額の算定

(1) 年税額の算定

決定価格	特例率	課税標準額(A)	税率 (B)	(A)×(B)	年税額
円 3,524,320	/	円 3,524,000*	$\frac{1.4}{100}$	円 49,336	円 49,330
7,858,559	* $\frac{2}{3}$	5,239,000	$\frac{1.4}{100}$	73,346	73,340

*決定価格を構成する一部の資産について、課税標準の特例の適用がある場合。

注：端数処理等

- ① 年税額は、課税標準額に税率を乗じて求める。
- ② 課税標準額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- ③ 年税額に、10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- ④ 課税標準の特例の適用がある場合は、決定価格と課税標準額とは異なる。

(2) 期別税額の算定

年 税 額	期 別 税 額			
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
49,330 円	12,430 円	12,300 円	12,300 円	12,300 円

ア 1期分当たりの税額 $49,330 \text{円} \div 4 = 12,332.5 \text{円}$

イ 第2期分～第4期分の各期の税額 $12,332.5 \text{円} \rightarrow 12,300 \text{円}$

ウ 第1期分の税額 $49,330 \text{円} - (12,300 \times 3) \text{円} = 12,430 \text{円}$

注：端数処理等

- ① 納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納期限の分割金額に合算する。
- ② 納期限ごとの分割金額の全額が100円未満であるときは、その全額はすべて最初の納期限の分割金額に合算する。

5. 仮徴収

- (1) 自治大臣又は道府県知事が配分を行う償却資産について、納税通知書交付期限（納期限前10日）までに、配分通知がないときは、次により仮徴収を行う。
- (2) 仮徴収できる納期の確認
仮徴収ができる納期は、配分通知が行われるまでの納期に限られるため、当該通知の予定月日を確認する。
- (3) 仮徴収税額の算定
仮徴収税額は、前年度の期別税額を、本年度の期別税額とみなした場合

において、(2)による配分通知予定月日までに到来する納期に係る税額とする。

(4) 仮徴収の納税通知

仮徴収に係る納税通知書は、一般の納税通知書と区分し交付するものであり、その様式は地方税法施行規則様式(25号の2様式)に定められている。

(5) 精算

配分通知が行われ本税額が決定した場合は、通常 of 税額変更処理を行い、精算する。

第2 納税通知書の送達

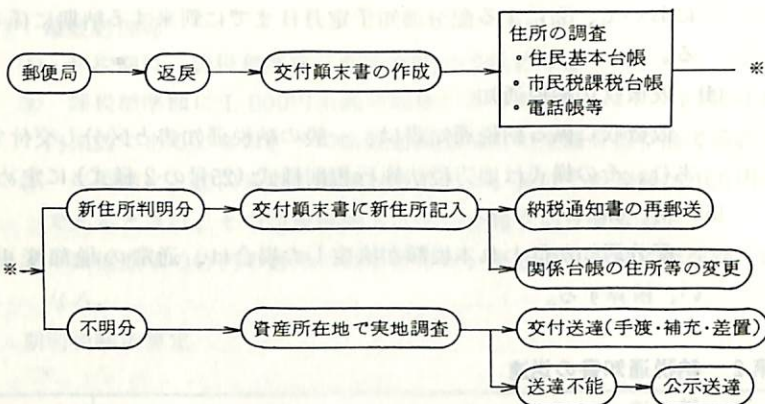
1. 送達

(1) 納税通知書は、おそくとも納期限前10日までに納税者に送達されるよう送付する。

(2) 大量に送付する場合は、事前に郵便局に協力を要請する。

2. 返戻納税通知書の処理

(1) 送付した納税通知書が住所変更等により郵便局から返戻されてきた場合は、次により処理する。



(2) 交付願末書の様式(例)

収納簿番号	納 税 通 知 書 交 付 願 末 書	担当者	係 長	課 長
旧住所.		新住所.		納税者氏名.
コード番号	コード番号	コード番号		
資産の所在	所 在	地番. 調査番号	地目. 種類	地積. 床面積. 数量
交付願末	年 月 日 交付. 郵送. 補充送達. 差置送達			
	受領者 氏 名 _____ 印 交付不能の理由 _____			

第3 不服申立

1. 納税通知書の送達による賦課処分について不服申立て（異議申立又は審査請求）があった場合は、異議申立書（又は審査請求書）を交付し、記載事項について教示する。

(1) 「異議申立」とは、処分庁に上級行政庁がないときに、処分庁に対してなされる不服申立のことである（納税者が賦課権者に対して異議申立を行う。）。

(2) 「審査請求」とは直近の上級行政庁に対してなされる不服申立のことである（政令指定都市においては、納税者は、区長がなした賦課処分について、市長に対して審査請求を行う。）。

2. 不服申立の要件

(1) 不服申立人……納税者又はその代理人

(2) 不服申立事項……賦課処分に係るもののうち、審査委員会の審査事項以外のもの

(3) 不服申立期間……納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内

3. 審査手続の概要

(1) 不服申立の審査手続には行政不服審査法が適用される。

(2) 審査手続は、書面審理を原則とし、概ね審査委員会の審査手続（口頭審理を除く。）と同様であり、64頁の「審査事務の進め方」を参考にする。

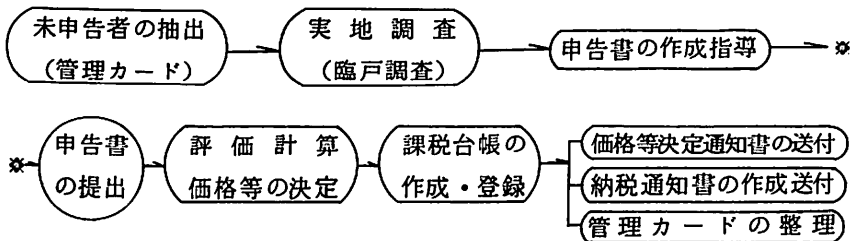
ア 異議申立の場合は、前記「審査事務の進め方」において「審査委員会」を「審査担当課」と、「市（町・村）長」を「賦課担当課」と読み替えて適用する。

イ 審査請求の場合は、「審査委員会」を「上級行政庁」と、「市（町・村）長」を「処分庁」と読み替えて適用する。

第10節 未申告者の指導

第1 指導手順

未申告者については、概ね4月から6月までの間において、次の要領で申告指導及び事務処理を行う。



第2 実地調査

実地調査に当たっては、事前に未申告者に対して調査予約を行うとともに、申告書用紙、通信票、前年度課税台帳、管理カード等を携行する。

未申告者に対しては、適切な申告指導を行い、申告書の提出を求める。

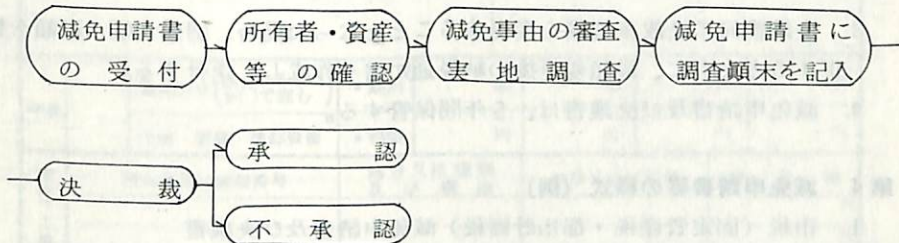
- (1) 法人又は青色申告の個人については、調査時直近の確定申告における減価償却計算の明細書の提示を求める。
- (2) 減価償却計算の明細書をもとに申告書の作成及び理論帳簿価額の算定について指導する。
- (3) 白色申告者については、対物調査を行う。
- (4) 申告を税理士等に依頼している者は、本人から提出依頼をさせるとともに税理士の住所・氏名・電話番号等を記録する。
- (5) 事前連絡にもかかわらず、調査対象者が不在の場合は、次の例のような通信票に必要事項を記入して置いて帰る。
- (6) 実地調査の詳細については、「第2編 償却資産の実地調査」を参照にすること。

第 11 節 減 免

第 1 減免申請書の交付

税条例等の規定に基づき減免申請書の交付請求があった場合は、申請人から申請理由（減免事由）について詳しく聴取し、減免規定に該当するか否か検討のうえ、該当すると判断される場合は記入要領を説明し、減免申請書を交付する。

第 2 減免申請書の受付及び処理手順



第 3 税額変更処理等

1. 税額変更処理は未到来納期において税額変更計算を行う。
2. 計算事例
 - (1) 第 1 期において年税額を 5 割減免する場合

区 分	年税額	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
当初賦課税額	円 14,000	円 3,500	円 3,500	円 3,500	円 3,500
減免後の税額	7,000	1,900	1,700	1,700	1,700
減 免 税 額	△7,000	△1,600	△1,800	△1,800	△1,800

- (2) 第3期において未到来納期（第3期及び第4期）に係る税額を5割減免する場合

区 分	年税額	第1期	第2期	第3期	第4期
当初賦課税額	円 14,000	円 3,500	円 3,500	円 3,500	円 3,500
減免後の税額	10,500	3,500	3,500	1,800	1,700
減 免 税 額	△3,500	0	0	△1,700	△1,800

3. 決議書同の決裁後税額を変更することとなった場合、関係台帳の税額を修正するとともに、税額変更後の納税通知書を作成し、送付する。

4. 減免申請書及び決議書は、5年間保管する。

第4 減免申請書等の様式（例）

1. 市税（固定資産税・都市計画税）減免申請書及び決議書
2. 市税減免承認通知書
3. 市税減免不承認通知書

区 分	年税額	第1期	第2期	第3期	第4期
当初賦課税額	円 14,000	円 3,500	円 3,500	円 3,500	円 3,500
減免後の税額	10,500	3,500	3,500	1,800	1,700
減 免 税 額	△3,500	0	0	△1,700	△1,800

受 付
印

市税（固定資産税）
都市計画税 減免申請書

長 殿

昭和 年 月 日

申請人

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

下記により減免していただきたく申請します。

納税者 住所

氏 名 (名称)

町 丁目 番 号

年度	資産区分 (該当するものを○で囲む)	* 期別	期	期	期	期
	土地・家屋・償却資産	* 税額	円	円	円	円

物件 (土地・家屋)	所在地又は家屋番号	地目又は種類 及び構造	地積又は床面積	* 評 価 額

物件 (償却資産)	資産区分	細 目	取得年月日	数 量	取 得 価 額	* 評 価 額
						円

減免を受けようとする理由 (できるだけ詳しく記入してください。)

* 願末 年 月 日 調査

調査者名

- (注) 1. 減免を受けようとする理由を証明する書類があれば添付すること。
2. * 印欄は申請者において記載を要しないこと。

決 議 書				No	
市 長	助 役	主 管 課 長	主 管 係 長	担 当 者	
発 議	昭 和 年 月 日	決 裁	昭 和 年 月 日		
区 分	承 認		不 承 認		
税 額	賦 課 額	円			
	減 免 額	円			
	差 引 納 付 額	円			
理 由	適 用 規 定				
今後到来する納期にか かる納付税額の取扱					
収納簿等冊番号		冊 号			

市税減免承認通知書		
昭和	年	月 日
殿		
長 団		
昭和	年	月 日
下記のとおり減免(免除)しましたので通知します。		
年度	税 第	期分
納付すべき税額		円
減 免 額		円
差引納付税額		円

市税減免不承認通知書		
昭和	年	月 日
殿		
長 団		
昭和	年	月 日
下記納付(納入)税額に対する減免については、実情を調査の結果、減免しないことに決定しましたので通知します。		
年 度	昭 和	年 度
税 目		税
期 別	第	期分
納付(納入)税額		円
理 由		
注：この減免不承認決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日から60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、市長に審査請求することができます。		

別表1 減価残存率表

耐用年数 ↓ 償却月数	1 ヵ月	2 ヵ月	3 ヵ月	4 ヵ月	5 ヵ月	6 ヵ月	6 ヵ月	8 ヵ月	9 ヵ月	10 ヵ月	11 ヵ月	12 ヵ月
	2	0.943	0.886	0.829	0.772	0.715	0.601	0.601	0.544	0.487	0.430	0.373
3	0.955	0.911	0.866	0.821	0.777	0.732	0.687	0.643	0.598	0.553	0.509	0.464
4	0.963	0.927	0.890	0.854	0.817	0.781	0.644	0.709	0.671	0.635	0.598	0.562
5	0.969	0.938	0.908	0.877	0.846	0.815	0.785	0.754	0.723	0.692	0.622	0.631
6	0.973	0.947	0.920	0.894	0.867	0.840	0.814	0.787	0.761	0.734	0.708	0.681
7	0.977	0.953	0.930	0.907	0.883	0.860	0.837	0.817	0.790	0.767	0.743	0.720
8	0.979	0.958	0.937	0.917	0.896	0.875	0.854	0.833	0.812	0.792	0.771	0.750
9	0.981	0.962	0.943	0.925	0.906	0.887	0.868	0.849	0.831	0.812	0.793	0.774
10	0.983	0.966	0.948	0.931	0.914	0.897	0.880	0.863	0.845	0.828	0.811	0.794
11	0.984	0.968	0.953	0.937	0.921	0.905	0.890	0.874	0.858	0.842	0.827	0.811
12	0.985	0.971	0.956	0.942	0.927	0.912	0.898	0.883	0.869	0.854	0.840	0.825
13	0.986	0.973	0.959	0.946	0.932	0.919	0.905	0.892	0.878	0.865	0.851	0.838
14	0.987	0.975	0.962	0.949	0.937	0.924	0.911	0.899	0.886	0.873	0.861	0.848
15	0.988	0.976	0.965	0.953	0.941	0.929	0.917	0.905	0.894	0.882	0.870	0.858
16	0.989	0.978	0.967	0.955	0.944	0.933	0.922	0.911	0.899	0.888	0.877	0.866
17	0.989	0.979	0.968	0.958	0.947	0.936	0.926	0.915	0.905	0.894	0.884	0.873
18	0.990	0.980	0.970	0.960	0.950	0.940	0.930	0.920	0.910	0.900	0.890	0.880
19	0.990	0.981	0.971	0.962	0.952	0.943	0.933	0.924	0.914	0.905	0.895	0.886
20	0.991	0.982	0.973	0.964	0.955	0.945	0.936	0.927	0.918	0.909	0.900	0.891
21	0.991	0.983	0.974	0.965	0.957	0.948	0.939	0.931	0.922	0.913	0.905	0.896
22	0.992	0.983	0.975	0.967	0.958	0.950	0.942	0.934	0.926	0.917	0.909	0.901
23	0.992	0.984	0.976	0.968	0.960	0.952	0.945	0.937	0.929	0.921	0.913	0.905
24	0.992	0.985	0.977	0.969	0.962	0.954	0.946	0.939	0.931	0.923	0.916	0.908
25	0.993	0.985	0.978	0.971	0.963	0.956	0.949	0.941	0.934	0.927	0.919	0.912
26	0.993	0.986	0.979	0.972	0.965	0.957	0.950	0.943	0.936	0.929	0.922	0.915
27	0.993	0.986	0.979	0.973	0.966	0.959	0.952	0.945	0.939	0.932	0.925	0.918
28	0.994	0.987	0.980	0.974	0.967	0.960	0.954	0.947	0.941	0.934	0.928	0.921
29	0.994	0.987	0.981	0.975	0.968	0.962	0.956	0.949	0.943	0.937	0.930	0.924
30	0.994	0.988	0.982	0.975	0.969	0.963	0.957	0.951	0.945	0.938	0.932	0.926
35	0.995	0.989	0.984	0.979	0.973	0.968	0.963	0.957	0.952	0.947	0.941	0.936
40	0.995	0.991	0.986	0.981	0.977	0.972	0.967	0.963	0.958	0.953	0.949	0.944
45	0.996	0.992	0.988	0.983	0.979	0.975	0.971	0.967	0.963	0.958	0.954	0.950
50	0.996	0.992	0.989	0.985	0.981	0.977	0.974	0.970	0.966	0.962	0.959	0.955
55	0.997	0.993	0.990	0.986	0.983	0.979	0.976	0.973	0.969	0.966	0.962	0.959
60	0.997	0.994	0.991	0.987	0.984	0.981	0.978	0.975	0.972	0.968	0.965	0.962
65	0.997	0.994	0.991	0.988	0.985	0.982	0.980	0.977	0.974	0.971	0.968	0.965
75	0.997	0.995	0.992	0.990	0.987	0.985	0.982	0.980	0.977	0.975	0.972	0.970
100	0.998	0.996	0.994	0.992	0.990	0.988	0.987	0.985	0.983	0.981	0.979	0.977

この表は次の算式により求めています。

$$1 - \frac{r \times a}{12} \quad r = \text{減価率} \quad a = \text{事業の用に供した月から1月1日までの月数}$$

別表2 物価の変動に応ずる補正係数表

取得時期	倍 数	取得時期	倍 数	取得時期	倍 数	取得時期	倍 数
明治33年	726.0	大正2年	548.7	大正15年	306.8	昭和14年	242.1
34	757.0	3	574.5	昭和2年	323.0	15	216.3
35	749.0	4	568.0	3	321.0	16	201.9
36	704.4	5	469.6	4	330.0	17	185.6
37	669.9	6	373.3	5	401.1	18	173.5
38	623.9	7	284.9	6	474.6	19	153.1
39	605.8	8	232.6	7	427.7	20	101.3
40	561.7	9	211.5	8	373.3	21	21.8
41	583.0	10	273.9	9	366.0	22	7.3
42	611.0	11	280.2	10	357.1	23	2.7
43	603.8	12	275.4	11	342.7	24	1.7
44	582.0	13	265.7	12	282.2	25	1.4
45	549.6	14	272.0	13	267.5	26以後	1.0

第二編 償却資産の実地調査

第1 調査の意義

1. 申告制度と調査義務

- (1) 償却資産に係る固定資産税の賦課徴収については、土地登記簿、建物登記簿のような課税客体の捕捉に資する公簿の制度がないこと等の理由により償却資産に係る納税義務者に対して、申告書の提出を義務づける（法第383条）一方、市町村長に対しても、固定資産の状況をは握するため、毎年少なくとも1回の実地調査を義務づけている（法第408条）。

すなわち、償却資産の場合は、一方において納税義務者からの申告という形をとりつつ、他方において、市町村長に対して実地調査を義務づけ、両々相俟って課税客体の的確な捕捉を期しているのである。

- (2) また、固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によることとされている（法第364条）。このため、償却資産申告書は、償却資産課税台帳を作成するための主要な資料となるものであり、償却資産の評価及び賦課についての責任は、原則として、市町村長に帰するものである。

すなわち、償却資産について申告制度が採られているが、これは、法人税や所得税のように申告者が自らの計算に基づいて課税標準及び税額を申告し、かつ、その税額を納付すべきことを義務づけているいわゆる「申告納税制度」とは、本質的に異なるものであることに留意しなければならない。

- (3) 従って、償却資産について税務行政の基本原則である適正な評価及び公平な課税を確保するためには、申告制度のみにたよることなく、申告書用紙を送付する納税義務者の捕捉調査並びに送付した申告書用紙の回収の徹底又は申告内容の調査などを目的とした実地調査を積極的に実施する必要がある。

2. 調査事務遂行上の留意事項

償却資産の実地調査（以下「調査」という。）は、固定資産税を課税するに当たって、課税客体のは握及び適正な評価を確保することを目的とするものであり、調査事務の遂行に当たっては、前述の基本理念を十分理解するとともに、次の事項に留意しなければならない。

(1) 調査事務の計画化

限られた人員・時間のなかで、多数の納税義務者に対する調査は計画的かつ効率的に行われなければならない。情性や慣習に流された前例主義に陥いることのないように調査方法の改善を図り、合理的な調査計画を策定する必要がある。

(2) 調査能力の向上

調査に関して応答する相手方は、税務会計（法人税・所得税の所得の計算）のベテラン（企業の経理担当者、公認会計士又は税理士等）である場合が多く、これらの者に対応するためには、市町村の調査担当者も一定水準以上の知識能力が求められる。特に、調査に際して問題が生じた場合において、調査担当者の説得力が乏しいときは、強権的に受けとられ、信頼関係を損なうことになり易い。このため、税務事務に携わる者は、法の解釈、理解並びに調査の技法又は接遇のあり方などについて常に研さんに励み、資質・能力の向上に努めることが必要である。

(3) 申告の指導

償却資産の申告制度については、一般的にかなり定着しつつあるように思われるが、なお一部には無関心、無理解の納税義務者も見受けられる。従って、調査に当たっては、単に申告書の内容の点検、修正を行うのみにとどまらず、進んで納税義務者との信頼関係を得て、翌年度以降から適正な申告書が提出されるよう指導する必要がある。

第2 調査計画の策定

1. 調査計画の策定期期

年間事務処理計画に基づき、調査開始の少なくとも1月前には、具体的な調査期間を設定し、調査目的に応じた対象者を選定し、調査実施計画を策定する。

2. 調査の期間

調査期間は概ね4月から11月までの間とする。

3. 調査対象者の選定

- (1) 調査は、毎年すべての納税義務者を対象に行うことが原則であるが、特に次に掲げる者は、他に優先して調査対象とする。

ア 申告書用紙を送付した者のうち申告書を提出していないもの

イ 申告書を提出した者のうち次に掲げるもの

(ア) 初めて申告書を提出し、課税対象となった者

(イ) 前年中に大巾な資産の増減があった者

(ウ) 評価額と理論帳簿価額の差が著しく大きい者

(エ) 前年中に新たに、課税標準の特例適用資産（以下「特例資産」という。）又は非課税資産を取得した者

(オ) その他申告内容が不備である者

(2) 上記の調査対象者は「第3節 納税義務者管理カードの作成及び整備」の項に述べる管理カードの記載事項により調査の要否を判定し、そのカードを抽出することによって選定する。

4. 調査計画策定に当たっての留意事項

(1) 年間事務処理計画及び調査期間の設定等については、「第2節 償却資産に係る税務事務の進め方」を参考にする。

(2) 調査計画の策定に当たっては、調査対象者の管理カードを地域別、業種別又は個人・法人別等に区分し、調査必要度の高い者から調査に着手するなど、合理的かつ効率的な調査を行い得るように配慮する。

(3) 調査期間については、調査目的に合わせて、前期調査・後期調査又は第1次調査・第2次調査のように調査期間を適宜区分して、調査事務の多様性に対処するとともに進行管理を容易に行い得るように配慮する。

(4) 納税義務者全員について単年度内に調査を完了することが困難な市町村にあっては、それぞれの実情に応じて納税義務者を区分する。例えば次のような基準により、少なくとも3年に1度は納税義務者全員の調査が完了するような年次調査計画を策定する。この場合、各年次ごとの調査対象者の選定については、「管理カード」の抽出によって行い得るよう、あらかじめその記載事項等について工夫しておく必要がある。

① 納税義務者全員を地域別、業種別又は償却資産の保有総額別に区分し、3カ年に配分する。

② 過去の申告状況や調査結果に照らして、毎年調査する者、2年周期で調査する者及び3年周期で調査する者に区分し、3カ年に配分する。

第3 調査手順の基本と質問検査権 (第3章) 第3節 調査

1. 調査手順の基本

調査は、多数の納税義務者を相手とし、かつ、限られた人員で他の事務と併行して行われることになるので、臨機応変の対応をせざるを得ない場合もあるが、その遂行に当たっては、事情の許す限り、次の調査手順及び調査方法を採用することを基本とする。

なお、より具体的な調査手順については「第4 未申告者の調査」「第5 申告済者の調査」及び「第6 調査項目と調査方法」の項を参照されたい。

(1) 調査の事前通知

調査は、任意調査であるため、納税義務者の協力を得ることが必要である。従って、調査対象者に対して、事前に、調査日時、準備すべき帳票類、調査担当者の氏名及び調査の法的根拠等を明記した次のような「償却資産実地調査協力依頼状」を送付し、調査の協力を求める。

なお、調査協力依頼状を送付した後、調査予定日の数日前には、再度電話連絡を行い調査協力の確約をとりつけて、調査効率の向上に努める。

固定資産税（償却資産）の実地調査について

あなたが所有しておられる償却資産（工場用の機械器具、営業用設備、備品等）について実地調査（地方税法第408条）を次によって行いますので、御多用中恐れ入りますが責任者の立会い及び関係帳簿等の御用意をお願いします。

なお、税理士等に経理を委託されている場合は、税理士等の立会いをお願いします。

また、調査日時に支障があります場合は、あらかじめ御連絡ください。

1 調査予定日 月 日 午^前後 時頃

2 関係書類

- (1) 法人の場合
- ア 固定資産台帳
 - イ 減価償却計算（明細）書
 - ウ 法人税確定申告書（控）
 - エ 財産目録、貸借対照表
 - オ 総勘定元帳
 - カ 工事見積書又は契約書
 - キ その他の関係書類
- (2) 個人の場合
- ア 所得税青色申告決算書
 - イ 簡易帳簿（固定資産台帳）
 - ウ 諸種帳簿類（収支明細書等）
 - エ 工事見積書（例、内装工事の見積書又は契約書等）
 - オ その他の関係書類

昭和 年 月 日

〇〇市 固定資産税課

調査担当者

電話（ ）

(2) 調査の事前準備

調査を合目的かつ効率的に行うために、あらかじめ調査対象者の申告内容を審査し、問題点のは握に努めるとともに、例えば当該企業のパンフレット等により製品や設備の概要を調べ、調査目標及び調査対象者に関する概括的な予備知識をもって調査に臨むこととする。

(3) 調査方法

ア 調査対象者のうち、法人税又は所得税について青色申告を行っている者は、減価償却資産に係る償却費を損金又は必要な経費に算入するための積算明細書（減価償却明細書）や固定資産台帳等を備えているので、これらの書類を基礎に調査することを基本とする。

イ 上記以外の調査対象者については、可能な限り領収書や見積書等により調査を行うが、全く調査資料が無い場合は、対物調査による。

ウ 調査方法は帳票調査を原則とするが、建築設備、建設仮勘定資産又は遊休資産等の調査において、机上での判定が困難な場合は、対物調査を併用する。

(4) 携行すべき書類等

ア 質問検査権を行使する場合に必要な徴税吏員証及び固定資産評価補助員証

イ 調査対象者の申告書（償却資産課税台帳）、管理カード等

ウ 地方税法、固定資産評価基準、地方税実例通達集、法人税又は所得税の基本通達集、その他各市町村において定める事務処理要領等

(5) その他の留意事項

ア 調査は、単に錯誤の発見のみに意を用いることなく、その原因について究明し、今後の申告の適正化のための対策を講ずることに努める。なお質問検査権は犯罪捜査のためのものでないことに留意しなければならない。

イ 調査資料が無いために取得価額が不明な資産については「第5節 第3-1-(3) 取得価額が明らかでない場合の取得価額の算定」を参考にする。

ウ 調査事務の進行管理を行う市町村にあっては、次のような「調査日計・週計表」を使用する。

昭和 年度 償却資産実地調査日計・週計表

月・日 (曜日)	調査件数 ・(合計)	個				人			法	人		担当者印	課長印
		新納税義務者		既納税義務者		計	既納税義務者	計					
		規 納税義務者	件	既 納税義務者	件								
・ (月)	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件			
・ (火)													
・ (水)													
・ (木)													
・ (金)													
・ (土)													
週計													
累計											未調査件数 件		

(備考) 1. 調査以外の事務に従事した日は、その事務内容を「備考」欄に記入する。
 2. 1週が2カ月にまたがる場合は、用紙を別にする。

2. 質問検査権

(1) 意義

固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権(法第353条)は、課税基礎の把握のための一手段として与えられているものであり、この質問検査の権限は任意調査におけるものであり、納税義務者の意に反し、あるいは、これを無視した強制調査を認めたものと解されていない。しかしながら、質問検査の拒否等に対しては罰則(法第354条)を設けることによって、その実効性が保証されているものである。

(2) 範囲

質問検査の権限は、法律上は「固定資産税の賦課徴収に関する調査のため」(法第353条第1項)とされており、この調査は、賦課徴収に関して必要とされる一切の事項についてのあらゆる調査を意味し、納税義務の有無、固定資産の評価、課税標準額及び税額の算定等、納税に至るまでの徴税手続の進行上必要なすべての調査が含まれるものである。

(3) 方法

質問は通常は検査の場所において口頭によって行うこととなるが、文書による質問ないし答弁も差し支えないものである。また、質問する場所は出頭を求めてもよいし、相手方と出合った場所においても行うことができる。

(4) 行使

質問検査権の行使に当たっては、その身分を証する証票を携行し、関係人の請求があったときは、これを呈示すべきことが義務づけられている(法第353条第2項)。従って、その証票を呈示できないときは、質問検査権を行使できないことに留意すること。

第4 未申告者の調査

1. 申告書用紙を送付した者に対する調査

(1) 調査目的

申告書用紙を送付し、その後の催告にもかかわらず申告書を提出しない者に対して、直接申告書の作成を指導しかつ提出を促すことを目的とする。

(2) 調査対象者の選定

調査対象者は、管理カード(表)の「申告書用紙等の発送收受年月日」

欄の記載の有無により管理カードを抽出することによって選定する。

(3) 調査方法

ア 個人

(ア) 青色申告者

- (i) 所得税の青色申告において提出される減価償却費の計算書(以下「計算書」という。)の提示を求める。
- (ii) 計算書に取得価額や取得年次の記載漏れがある場合等には過去の計算書や固定資産に係る帳票を調査し、必要事項をは握する。
- (iii) 当該「計算書」を基礎に、償却資産の申告書・種類別明細書の作成を指導し、その場で申告書の提出を求める。
- (iv) なお、償却済の資産は、この計算書から除外されて簿外資産となっていることが多いので、その存否を確認する。

(イ) 白色申告者

- (i) 物品購入の場合は納品書及び領収書等又は店舗改装等の場合は、工事見積書等の提示を求め、提示されないときは対物(現品)調査によって申告書及び種類別明細書の作成を指導する。
- (ii) この場合、取得価額10万円未満の資産は、課税客体としない。なお、取得価額が10万円未満であるかどうかの判定は、通常取引における単位(例:1組、1式、1台等)ごとに判定する。
- (iii) 取得価額等が不明の場合は、「第5節 第3-1-(3) 取得価額が明らかでない場合の取得価額の算定」による。

イ 法人

- (ア) 調査時直近の決算書や総勘定元帳の固定資産勘定又は減価償却明細書の提示を求め、これらの書類・帳簿を基礎に申告書及び種類別明細書の作成や理論帳簿価額の算定方法を指導し、その場で申告書の提出を求める。
- (イ) この場合、決算期末から賦課期日までの間における資産の増減があった場合はその資産が、申告漏れとならないように必ずその有無を確認する。
- (ウ) 非課税資産、特別償却、リース資産等がある場合は、後述の「第6 調査項目と調査方法」による。

ウ その他の留意事項

(ア) 申告書の提出を税理士等に依頼している調査対象者が、事前連絡したにもかかわらず、帳票等を準備していない場合においては、その場で本人から税理士等に対して期限付きで申告書の提出を依頼するように求めるとともに、その税理士等の住所・氏名・電話番号等を控える。

(イ) 調査対象者（責任者）が不在の場合は、その場で、資産状況は握し、免税点未満・以上の判定を行い、免税点以上と推定される場合のみ再調査を行う。

(ウ) 青色申告者のうち期末帳簿価額が一定額以下の者及び白色申告者のうちその資産状況から将来とも免税点未満と判定される者については、事務能率の観点から市町村の実情にあわせ申告書の提出を省略させる等の工夫をする。

(4) 調査後の事務処理

ア 管理カードの整備

申告書の提出のあった者及び申告書の提出を省略させた者については、管理カードが未だ記載されていない事項を記入するとともに、裏面に調査結果を記載し、翌年度以降の申告書用紙送付の要否や実地調査に活用する。

イ 申告書の処理

提出された申告書は、所定の手続により評価計算、価格の決定を行い、到来する直近の納期で賦課するように努める。

2. 申告書用紙を送付しなかった者に対する調査

(1) 市町村側において免税点未満と判定し、申告書用紙を送付しなかった者又は申告書の提出を省略させた者であっても、その後、事業規模の拡大又は新しい資産への取替等により免税点を超えることとなる可能性があるので、これらの者に対しては、数年の間隔を置いて申告書用紙を送付してその実情は握し、課税の適正化を図る措置を講ずることが必要である。

(2) 具体的には

- ① 業種別の組合員名簿、職業別電話帳及び指名業者名簿等と管理カードとの照合
- ② 国税資料（法人税や所得税の確定申告書に添付される決算書等）の閲覧による納税義務者の把握

③ 家屋担当係との合同による商工業地域の臨戸調査

などの方法により納税義務者の見直しを行い、業種別又は地域別に申告書用紙を送付することも一つの方法である。なお、単年度内に事務処理できない場合は、年次計画の策定等により対処する。

第5 申告済者の調査

1. 調査目的

申告書を提出した者のうち、新たに課税対象となった者又は新たに特例資産を取得した者等、何らかの事由によりその年度中に実地調査を必要とする者に対し、その申告内容の適否を確認し、かつ、翌年度の申告指導を行うことを目的とする。

2. 調査対象者の選定

調査対象者は、管理カードの「開設年月日」欄、「特例資産・非課税資産」欄及び「調査結果」欄等の記載事項により実地調査の要否を判定し、当該管理カードを抽出することによって選定する。

3. 調査の事前準備

(1) 申告書の内容審査

調査に当たっては、事前に調査対象者の申告内容を点検し、問題点（調査方針）をは握したうえで調査に臨むこととする。

その主な審査項目は次のとおりである。

ア 「第4節 第6 申告書の審査」における審査項目はどうか。

イ 評価額と理論帳簿価額について、資産種類別にその比較を行い、その差額が適正（概ね決定価格の5%以内）であるか。

ウ 前年中増加資産には決算期末以降に取得された資産が申告されているか、又は、前年前取得の資産が含まれていないか。

エ 前年中取得の特例資産・非課税資産が申告されている場合、特例要件・非課税要件を充足し、かつ対象範囲に含まれていること等を証する書類が添付されているか。また、特例資産で適用期限を超えているもの及び特例率を変更すべきものはないか。

オ 改良費として申告すべき資産がないか。

カ 物価補正を適用すべき資産がないか。

キ 増加償却、短縮耐用年数又は見積耐用年数、用途廃止資産等がないか。

(2) その他

ア 管理カード（裏）の調査結果記事により、過去の調査においては

- ① どのような名称の帳票により、どのような調査を行ったか、
 - ② どのような問題点があり、どのような解決策を講じたか、
 - ③ その他どのような申告指導を行ったか、
- をは握する。

イ 業種別・規模別にみて類似する他の申告書と資産構成及びその内容を比較検討する。

ウ 企業の広報パンフレットには、通常、設備配置図や製造設備系統図等が記載されているので、これを参考に事業内容や設備の概要をは握する。

4. 調査資料の提出依頼

調査の事前準備に当たっては、申告書に添付すべき書類が欠けている場合又は調査のため理論帳簿価額の算定資料、特例資産・非課税資産に関する工程図面や工事見積書等の資料が必要となる場合は、調査予定日以前に提出を求めるか、遅くとも調査当日には準備するよう依頼する。

5. 調査項目と調査方法

後述の「第6 調査項目と調査方法」による。なお、調査項目は9項目に区分されているが、必ずしもすべての調査対象者にすべての調査項目が適用されるとは限らないので、調査に当たっては、どの項目について調査するか事前に検討しておく必要がある。

6. 調査後の事務処理

(1) 管理カードの整備

調査終了後においては、管理カード裏面の「調査結果」欄に調査の概要を記入する。特に、調査に使用した帳票の名称、価格修正の理由及び申告指導事項はできる限り具体的に記載し、翌年度の申告や次回の調査に備える。

(2) 価格等の修正・決定

決定価格の変更を伴う場合は、所定の手続により、到来する直近の納期で賦課するよう事務処理を行う。

第6 調査項目と調査方法

1. 経理システムに関する調査

(1) 調査目的

企業における取引の発生、確認、記録、分類等が具体的にどのような方法により処理されているのか及びその事務処理の機械化の状況について調査する。

(2) 調査方法

次の各項目について企業の組織図や実際に使用されている帳票を参考に具体的な事例をあげて事務処理の過程について説明を求める。

ア. 資産の購入、供用、管理がどのように行われているか。

確認事項：①資産購入の手続及び供用開始の方法

②資産計上の時期（毎月又は隔月等）

③資産管理のための現物確認調査の有無

④減価償却済資産及び簿外資産の取扱い

⑤資本的支出（改良費）の取扱い

イ. 建設工事の実施手続及び経理手続がどのように行われているか。

確認事項：①建設仮勘定の有無

②工事の進捗状況及び竣工時期のは握の方法

③本勘定（固定資産勘定）への振替え時期

④取得価額の算定（概算・精算）方法

ウ. 資産の除却、振替等の事務がどのように行われているか。

確認事項：①資産の除却手続及び除却時期のは握の方法

②資産の一部を除却した場合の価額の算定方法

③振替資産のは握の方法

④振替時における取得価額、取得時期及び耐用年数の取扱い

⑤個別管理が不能な資産の除却方法

⑥簿外資産等の除却方法

エ. 償却資産の申告が法人税等の決算資料をもとに行われている場合は、法人税等と固定資産税の評価方法等の相違をどのように調整しているか。

確認事項：①申告の基礎となった帳票から申告書作成までの過程

②法人税等と固定資産税の相違点の調整方法

③決算期末から賦課期日までの間において取得した資産の

は握

(3) 留意事項

ア. 経理システムの調査に当たっては、企業の経理が事業年度末の決算を主体として行われるので、賦課期日現在の資産のは握のためにどのような処理を行っているか特に留意して調査する。

イ. また、調査においては帳票調査が主となるため、その前提となる帳票がどの時点でどのように作成されているかは握することが必要不可欠である。

ウ. 企業の規模が大きくなればなるほど、現業部門と経理担当部門との連絡は複雑となり、ややもすれば経理の処理が現業部門の実態と乖離するおそれがあるので、調査に当たってはその企業の経理の仕組みに留意しなければならない。

エ. 企業が電子計算機を利用して、償却資産の申告をしている場合は、そのシステムが適正な申告を行い得るものかどうかを調査することが必要である。

2. 減価償却資産に関する調査

(1) 調査目的

税務会計（法人税・所得税の所得の計算）において減価償却を行っている資産のうち、賦課期日現在、課税客体となる償却資産のすべてが適正に申告されているか否かを調査する。

なお、減価償却を行っていない建設仮勘定資産、遊休資産及び修繕費等の調査は、後述による。

(2) 調査方法

ア. 資産件数が少ない場合は、固定資産台帳又は減価償却明細書を基礎にして、一資産ごとに資産の名称、数量、耐用年数、取得年次及び取得価額について、申告されている全資産と照合する。この場合、調査の対象となる帳票の作成月日と賦課期日とが異なるときは帳票の作成月日から賦課期日までの期間における資産異動を記載した調査資料の提出を求め、照合・確認する（この照合・確認は以下の各項においても同じく必要である。）。

イ. 資産件数が多い場合又は帳票が生産部門別に作成してある場合は、申告書と一資産ごとの照合が困難であるため、調査の対象となる帳票から資産種類別に取得価額を算出し、申告書のそれと比較する。不一致の場

合は、その原因を明らかにする（事例1参照）。

ウ. その他

(ア) 昭和25年12月31日以前に取得した資産については、固定資産評価基準に基づく「物価補正」が適用されているか確認する。

(イ) 増加償却等により「控除額の加算」を行っている場合は、所轄税務署長又は国税局長の承認書（写）の提出を求める。

(ウ) 「法人税申告書の別表13」により「圧縮記帳」の有無を調査し、「有」の場合はその資産の取得価額を圧縮前で申告していることを確認する。

(エ) リース資産がある場合は、そのリース資産に係る契約書等を調査し資産の名称、資産の所有者の住所、氏名及びリース期間等をは握する。なお、帰庁後、そのリース資産の申告の有無を確認し、「無」の場合はそのリース資産の所有者に申告書を送付する。

また、リース契約が実質的な売買契約であるか否かの判定は、判例（昭和43年8月27日最高裁判決）、行政実例（昭和51年8月26日自治固第70号）等のはか国税通達「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱について（昭和53年7月20日）直法2-19、直所3-25」を参考とする。

(オ) 理論帳簿価額、課税標準の特例適用資産（以下「特例資産」という。）や非課税資産等の調査は後述するところによる。

(3) 留意事項

ア. 減価償却資産調査は賦課期日現在の資産の状況をは握するためであるから、調査においては、賦課期日前直近の決算資料に基づいて調査する方法が効率的である。この場合決算期末から賦課期日までの間における資産の異動に特に留意する。

イ. 企業の帳票には、非課税資産や他の市町村に所在する資産も含まれていることが多いので、申告されていない資産についてはその資産の所在地や用途を確認する。

ウ. 前記(2)のイで取得価額の合計額対比で増差額が生じた場合の原因究明は、市町村側で行うより経理内容に詳しいその企業の担当者に委ねるほうが能率的である。

エ. 増差額が生じる主な事由としては、①増減資産の申告漏れ、②非課税資産の申告の有無、③他の市町村に所在する資産の有無、④工場間にお

いて資産の移管があった場合の振替価額の適否、⑤勘定科目の振替があった場合の振替価額の適否。

オ. 照合不能又は取得価額の増差額の原因を明らかにできない場合は、現年度又は翌年度において全資産申告を行うよう指導する。

3. 増減資産に関する調査

(1) 調査の目的

前年度の賦課期日以後（前年の1月2日から翌年の1月1日までの間）における新規取得資産及び除却資産が適正に申告されているか否かを調査する。

(2) 調査方法

ア. 増加資産及び減少資産については、一資産ごとに資産の名称、数量、耐用年数及び取得価額を、固定資産台帳・総勘定元帳又は購入伝票等と申告書に記載された資産（以下「申告資産」という。）と照合する。

イ. 工場間で移管された資産がある場合には、その資産にかかる価額は原始取得価額及び前年度の評価額が明らかにされているか確認する。

ウ. 資産の一部が除却された場合については、除却価額の算定資料の提出を求め、その適否を検討する。

エ. 増減資産の件数が多い場合は、前記帳票から月別・資産種類別に増加資産及び減少資産の取得価額を集計し、申告資産のそれと対比する。不一致の場合は、その増差額の生じる原因を明らかにする。この場合考えられるその主な原因は、前述「減価償却資産調査における留意事項エ」に同じである（事例2参照）。

(3) 留意事項

ア. 増減資産調査は、減価償却資産調査と重複する部分があるので、その調査方法及び留意事項を準用する。

イ. 減価償却資産調査は、賦課期日現在における資産の状況をは握するものであるが、増減資産調査は、前年度の賦課期日以後の資産の異動状況を調査するものであることに留意する。

4. 理論帳簿価額に関する調査

(1) 調査目的

申告資産に係る賦課期日現在の理論帳簿価額（以下「理論簿価」という。）が、適正に算定されているか否かを調査する。

(事例1)

M社(9月決算)における資産種類別の取得価額対比による減価償却資産調査

単位:円

資産の種類	9月決算時の取得価額	10月~12月増減資産	1月1日現在取得価額(A)	申告資産取得価額(B)	差額(B)-(A)	備考
構築物	152,157,443	1,856,250 △ 16,295,250	137,718,443	139,550,591	1,832,148	。物価補正に伴う原始取得価額と補正後の取得価額との差額
機械及び装置	3,739,480,329	171,182,200 △ 20,000,000	3,890,662,529	3,884,060,859	△ 6,601,670	。ショベルローダー-申告漏れ 3,380,000 。建物勘定へ振替え 3,221,670
車両及び運搬具	22,559,955	0	22,559,955	21,479,955	△ 1,080,000	。自動車の課税客体
工具・器具及び備品	49,348,380	1,303,500	50,651,880	50,224,828	△ 427,052	。原因不明
合計	3,963,546,107	174,341,950 △ 36,295,250	4,101,592,807	4,095,316,233	△ 6,276,574	

固定資産台帳により確認する。なお原因不明分については翌年の申告書までに解明するよう指導

申告書より転記

月別異動資産集計表より算出

決算期末の減価償却明細書より転記
なお貸借対照表の固定資産科目と照合・確認

〔事例2〕

A社における取得価額を基礎とした月別・資産種類別の増減資産調査

<増加資産>

単位：円

資産の種類	1月	2月…11月	12月	1月～12月の 編入総額 (A)	前年中増加 申告額 (B)	差額 (B) - (A)	摘要
構築物	3,310,440		277,000	302,500,698	481,861,534	179,360,836	○圧縮記帳 11月取得専用枠橋 圧縮前 184,428,000 圧縮後 5,067,164 圧縮額 179,360,836
機械及び 装置	21,477,970		0	381,345,461	381,345,461		
車両及び 運搬具	4,437,000		0	13,312,250	12,550,000	△ 762,250	○自動車税の課税客 体中古トラック 762,250
工具・器具 及び備品	2,159,489		582,265	41,608,792	40,975,732	△ 633,060	○申告漏れ 電子リコピー 2台
合計	31,384,899		859,265	738,767,201	916,732,727	177,965,526	

月別資産異動表より集計

申告書より転記

企業による原因説明

<減少資産>

単位：円

資産の種類	1月	2月…11月	12月	1月～12月の 除却総額 (A)	前年中減少 申告額 (B)	差額 (B) - (A)	摘要
構築物	741,722		0	8,158,946	8,158,946	0	
機械及び 装置	5,556,781		2,167,559	68,502,915	63,292,154	△ 5,210,761	○申告漏れ 他工場への移管
車両及び 運搬具	0		0	9,150,000	9,150,000	0	
工具・器具 及び備品	402,704		0	4,429,746	4,429,746	0	
合計	6,701,207		2,167,559	90,241,607	85,030,846	△ 5,210,761	

(2) 調査方法

ア. 企業における理論簿価の算定が、どのような方法で行われているのかは握するために、理論簿価の算定資料の提出を求め算出過程を検討する。

イ. 決算期末の帳簿価額を基礎に理論簿価を算定している場合は、特別償却、割増償却、圧縮記帳、及び簡便償却等の有無を点検し、その決算期末簿価が理論簿価の算定基礎となり得るか否かを調査するとともに、決算期末以降の算出過程の適否を検討する。

ウ. 資産種類別・耐用年数別に資産を区分し、その資産区分ごと一括して理論簿価を算出している場合は、特に、取得価額の5%を下回って計算されている資産の有無を点検する(事例3参照)。

エ. 一の資産単位で理論簿価を算定している場合は、前年中取得資産及び前年前取得資産について抽出試算を行い、算定の適否を検討する。

オ. 理論簿価と評価額との差額が大きい場合は、理論簿価の算定基礎となった資産の取得価額の合計額と申告資産の取得価額の合計額を資産種類別に比較し検討する。不一致の主な原因は、前述の「減価償却資産調査における留意事項エ」に概ね同じである。

(3) 留意事項

ア. 企業における理論簿価の算定は、種々の方法で行われており、その算定方法を明確に理解・は握することが大切である。

イ. 特定堅ろう構築物については、法人税及び所得税においては、備忘価額(1円)まで減価償却できることとなっているが、固定資産税においては、取得価額の5%に相当する額が限度であることに注意する。

ウ. 法人税申告において減価償却方法に「定額法」を採用している企業については、理論簿価の算定方法を調査し、適正でない場合は一の資産ごとの理論簿価の算定資料を備えるように指導する。

5. 土地勘定及び建物勘定に関する調査

(1) 調査目的

土地又は建物として経理されている資産のなかに、償却資産の課税客体となるものが含まれているか否かを調査する。

(2) 調査方法

ア. 前年中における土地の造成・整備又は建物の新增改築の有・無を握し、その土地又は建物の取得価額の算定資料(工事概要・工事見積書等)

[事例3]

S社における資産種類別・耐用年数別の理論簿価算定に関する調査

ア. S社の提出資料

単位：円

資産の種類	前年1月1日 理論簿価 (A)	前年中の 減少資産 (B)	差引 (A) - (B) = (C)	残存率 (D)	前年前取得資 産の理論簿価 (C) × (D) = (E)	前年中増加資 産の理論簿価 (F)	1月1日現在 理論簿価 (E) + (F)
機械及び 装置							
耐年7年	24,663,535	△ 4,992,097	19,671,438	0.720	14,163,435	10,321,673	24,485,108
9年	12,107,060	0	12,107,060	0.774	9,370,864	0	9,370,864
13年	367,671,752	△ 25,823,264	341,848,488	0.838	286,469,032	102,669,107	389,138,139
小計	404,442,347	△ 30,815,361	373,626,986	-	310,003,331	112,990,780	422,994,111

問題点 (ア)

問題点 (イ)

イ. 問題点

- (ア) 減少資産に係る簿価(B)は、前年度の賦課期日現在の理論簿価ではなく除却時の残存帳簿価額であった。
- (イ) 耐用年数別に一括計算しているため、結果的に取得価額の5%を下回って算定されている資産があった。

ウ. 指導事項

S社に対しては次のとおり指導した。

- (ア) 減少資産については、取得時期にさかのぼって理論簿価を算出し、除却価額とする。
- (イ) 取得価額の5%に達している資産については、資産種類別に一区分を設ける。

の提出を求めて、償却資産の課税客体の有・無を確認する。

イ. 企業においては固定資産税における「土地と償却資産」及び「家屋と償却資産」の区分をどのような基準で行っているのか、具体的事例により説明を求める。

ウ. 建築設備等に償却資産として課税しているものがある場合、申告書にその資産の種類が無いこと等から、家屋の全部又は一部滅失に伴う減少申告が行われないことが多いので、調査時には、その存否を確認する。

(3) 留意事項

ア. 土地の造成又は改良のためにした擁壁工事及び下水工事は、通常土地の取得価額に含まれるものであるが、その規模・構造からみて土地と区分し、構築物の取得価額とされる場合があるので留意する。また、専ら建物、構築物等の建設のために行う地質調査、地盤強化、地盛り、特殊な切土等土地の改良のためのものでない工事に要した費用の額は、当該建物、構築物等の取得価額に算入する（法人税基本通達7-3-4）。

イ. 家屋と償却資産の区分については、「家屋の建設設備の評価上の取扱いについて（昭38.6.8自治丁固発第60号）」を参考にする。

ウ. 家屋に附属した設備で家屋と構造上一体となっているものは、これを家屋の一部として家屋に含めて取り扱う。すなわち、家屋の賃借人が設けた造作その他の建築設備で構造上一体となっているものは、民法242条の本文の規定により主体構造部に附合するものとして取り扱う。

エ. ただし、家屋の賃借人が権原により造作その他の建築設備を付設したときは、民法242条但し書によりその権利を主張できるものであることから、この賃借人がその設備部分を事業の用に供している場合、償却資産として申告させる。

6. 建設仮勘定に関する調査

(1) 調査目的

建設仮勘定に計上されている各種工事のうち、賦課期日現在において課税客体となり得る資産の有・無について調査する。

(2) 調査方法

ア. 前年の12月末現在の建設仮勘定残高表に記載のある各工事について、その予算額、執行額及び完成予定月等を補記した資料の提出を求める。

イ. 特に賦課期日から3月末までの建設仮勘定残高表を求め、この間における各工事の執行状況及び本勘定（固定資産勘定）への振替え時期を把握する。

ウ. 上述のように建設仮勘定から、12月末現在予算額に近い執行実績となっている工事及び1月から3月の間に本勘定へ振り替えられている工事を抽出し、賦課期日以降にどのような工事及び作業が行われたのか作業日報、物品購入伝票、竣工届及び検収伝票等により調査し、賦課期日現在において課税客体となり得るか否かを判定する（事例4参照）。

エ. 下記の留意事項を参考にし、「経理システムに関する調査(2)調査方法イ」による調査を行う。

(3) 留意事項

ア. 企業においては、建設仮勘定から本勘定への振替えを定期的（例えば3カ月ごと又は6カ月ごと）に行っているため毎年申告時期（12月又は1月）に建設仮勘定の見直しを行うように指導する。

イ. 企業の経理担当課における工事竣工時期の取扱いは、建設現場からの報告によることとしているため、経理上は未完成となっている場合であっても、現場では既に事業の用に供している場合もあり、また大規模な工事においては賦課期日現在において一部完成している場合もあるので工事竣工時期については特に注意を払うべきである。

ウ. 「事業の用に供することができることとなった時期」については、過去の行政実例等から判断基準を定めて、統一的な取扱いをする。

エ. 建設仮勘定に計上されている資産を課税した場合、企業においては、経理手続上の理由からその後において本勘定（固定資産勘定）に振り替えるため、翌年の申告において当該資産を新規増加資産として申告する可能性があるため、二重課税とならないよう留意する。

7. 非課税資産及び特例資産に関する調査

(1) 調査目的

新たに取得された非課税資産又は特例資産について、法に定める非課税要件又は特例要件に該当しているか否か、及びその取得価額の積算内容は非課税又は特例の適用範囲に限定されているか否かを調査する。

なお、非課税資産について、申告を求めている市町村にあっては実地調査時に非課税資産の内容を調査する。

[事例4]

建設仮勘定資産調査表

単位：円

工事番号	工事名称	予算額	12月末残高	完成予定	備考
231 - 3220	冷却プール温水機	5,000,000	4,900,000	56.3	課税 事例A
290 - 4221	P H 調整装置	3,984,000	3,836,300	56.2	洗條装置未着工
231 - 2013	50Kg真空溶解炉	54,700,000	47,879,000	56.1	56.1.22完成 配電工事報告書で確認
510 - 4255	100KLタンク工事	33,000,000	32,200,100	56.1	課税 事例B
240 - 0255	省電力推進計測器	1,400,000	1,264,000	56.2	56.1.12 電力記録計購入

建設仮勘定台帳より抽出し、作成する。

企業に対し1月以降の工事内容が確認できる資料の提出を求める。

ア. 事例A

「冷却プール温水機工事」は、3月に固定資産勘定に振り替えられていたが、関係資料より12月中旬に試運転を行い、1月16日から使用開始していた。また、執行残高10万円はポンプ予備品の購入であったため、その設備を賦課期日現在における課税客体と判定し課税した。

イ. 事例B

「100KLタンク工事」は、所轄消防署に対し9月に「危険物貯蔵所設置許可申請書」を提出し、56年12月12日付で「完成検査済証」を交付されていたので、賦課期日現在における課税客体と判定し課税した。

(2) 調査方法

- ア. 非課税資産又は特例資産については、その根拠規定及びその規定に定められる要件を明確には握するとともに、その設備がその法的要件に該当していることを証する書類（その設備の設置に伴う監督官庁の許認可資料、工事施工者の仕様書、製品のカタログ等）の提出を求め検討する（事例5及び6参照）。
- イ. その設備の工事内容をは握するため、設計図面や他の設備との関連図等の提出を求めるとともに工事見積書、取得価額の内訳書や発注何書等により、その設備の取得価額の積算内容が法で定める適用範囲に限定されていることを確認する（事例6参照）。
- ウ. 前年前取得の特例資産については、取得時期を中心に特例適用期間及び特例率の適否を調査する。
- エ. 他の工場等からの特例資産の振替えがある場合、企業においては新規取得資産として経理処理されることがあるので、特例期間及び特例率の適用に当たっては、新規取得であるか否かを調査する。

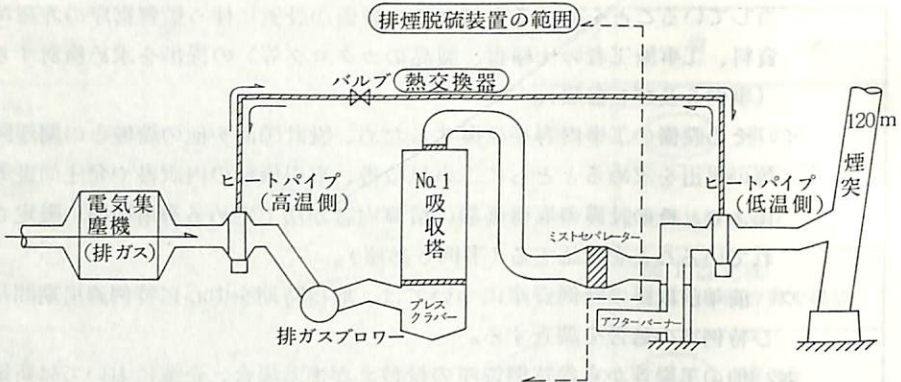
(3) 留意事項

- ア. 申告時における非課税資産及び特例資産の判断は、企業側において行われているので、その法的要件及び対象範囲が適正か否かは市町村側において調査・確認を行うことが必要である。
- イ. 非課税資産及び特例資産の取得形態は、通常、連続した生産設備の一部として取得され、その工事も他の関連設備と同時に着手されることが多い。また、当該工事に係る経理処理は、〇〇工事として一括計上されることがあるため、取得価額に非課税資産及び特例資産以外の資産が含まれることがあるので、注意する。
- ウ. 非課税資産及び特例資産の附属設備について、非課税及び特例の適用対象とすべきか否か明らかでない場合は、法の趣旨や本体と附属設備との機能上の関連密度（その附属設備が本体設備にとって機能上必要不可欠か否か）に着目して判定する。
- エ. 特例資産の適用に当たっては、新品（事業の用に供されたことのないもの）に限られる場合があるので、中古の特例資産及び改良による特例資産の取得については「新品」が特例要件となっているか否か留意する。

〔事例5〕

K社から非課税資産として申告のあった「熱交換器」の調査例

ア. 設備の概要



(ア) K社の起業目的

着地濃度規制をクリアーするためアフターバーナーにより排煙脱硫装置（非課税）の排出ガスを昇温していたが、これを中止し、熱交換器により昇温させることとし、燃料及び経費の節減を図る。

(イ) K社において非課税資産として申告した理由

着地濃度規制をクリアーするための資産であり、排煙脱硫装置（非課税）の附属設備である。

イ. 調査内容

(ア) 排煙脱硫装置の非課税要件確認

- a 根拠規定 …………… 本法附則第14条第4号
- b ばい煙発生施設 …………… ボイラー（発電設備）
- c ばい煙処理施設 …………… 排煙脱硫装置
- d 確認書類 …………… ばい煙発生施設設置(使用変更)届出書
- e 非課税範囲 …………… ミストセパレーターまで（排煙脱硫装置系統図で公害規制担当課と協議確認した）。

(イ) 排煙脱硫装置の附属設備としての検討

- a その熱交換器は、機能的にはアフターバーナーの代替資産であるがアフターバーナー自体は、排煙脱硫装置の附属設備ではない。

- b 熱交換器は、非課税資産である排煙脱硫装置に新たに附加された資産であるが、それ自体に脱硫機能はなく、また、設置されたことによって脱硫効率が向上する事実もなかった(技術担当課による説明)。
- c 従って、その熱交換器は、非課税資産である排煙脱硫装置と一体不可分の附属設備と認定できない。

(ウ) 特例資産(省エネルギー設備)として検討

a 特例要件の確認

(a) 根拠規定 本法附則第15条第15項

- (b) 特例要件 ① 燃焼廃熱等による燃焼用空気又は燃料の予熱、原材料の予熱及び給気の予熱(処理風量 $1,000 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上)
② 取得期間 53年4月1日から57年3月31日まで

b その熱交換器は、特例要件のうち取得期間及び熱交換機能は認められるが、その用途は、重油燃焼ガスの廃熱による脱硫排ガスの昇温であり、燃焼用空気等の予熱とは認められなかった。

ウ. 調査結果

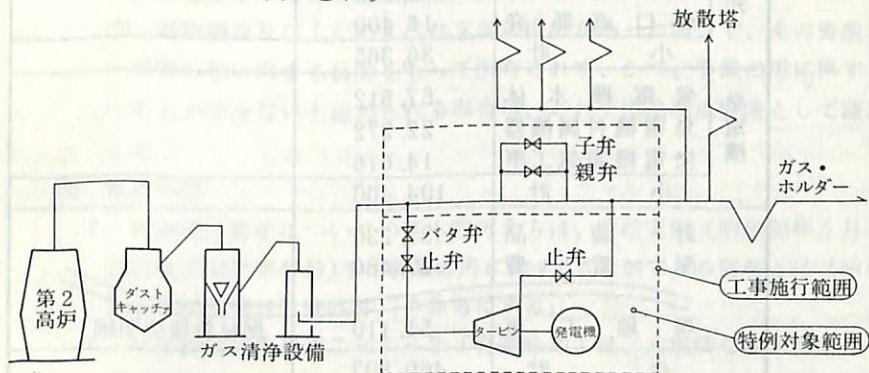
上記の検討の結果、非課税及び特例資産のいずれにも該当しないので非課税申告を否認し、一般資産として課税する。

〔事例6〕

S社から特例資産として申告のあった「廃圧力回収装置」の調査例

ア. 設備の概要

高炉の炉頂から発生する高炉ガスの廃圧力を利用し、発電する設備でその系統図は次のとおりである。



イ. 調査内容

(ア) 特例要件の確認

- a 根拠規定 …………… 本法附則第15条第15項
- b 設備の名称 …………… 第2高炉 炉頂圧回収装置
- c 取得年月日 …………… 昭和××年3月31日
- d 設備の仕様（製造業者H社から資料提出）
- (a) 製造工程の名称 …………… 銑鉄製造工程
- (b) 廃圧力 …………… 2.2～2.5 kg/cm²
- (c) 回収廃圧力の用途 …………… 炉頂圧回収タービンによる発電
- (d) タービンの型式 …………… 軸流型3段
- (e) 自動調整装置 …………… 有
- e 調査当日に、(財)省エネルギーセンターの指定様式による「省エネルギー設備仕様等証明書」が提出された。

(イ) 取得価額に関する調査

取得価額（460,893千円）の積算明細書の提出を求め、工事見積書や発注伝票等と照合した。企業提出の積算明細は、次のとおりである。

区 分		取得価額内訳	摘 要
タービン	タービン本体	125,280千円	別紙明細書
	タービン付属機器	97,205	
	タービン基礎工事	11,032	
	小 計	233,517	
弁	入口遮断弁	19,965	
	出口遮断弁	16,400	
	小 計	36,365	
発電機	発電機本体	67,512	
	発電機付属機器	22,272	
	発電機電気工事	14,616	
	小 計	104,400	
	計 装 品	31,230	
	配 管 費	27,480	
	現 地 工 事	51,110	据付費按分明細
	合 計	460,893	

ウ. 調査結果

炉頂圧発電設備は、省エネルギー設備に該当する資産として特例の適用を認めたが、取得価額については、特例対象外の発電機 104,400千円が含まれていたため、これを除外した356,493千円(460,893 - 104,400)千円を特例対象額とした。

8. 遊休資産に関する調査

(1) 調査目的

遊休資産として税務会計（法人税・所得税の所得の計算）上減価償却を行っていない資産について、評価額の補正の要否及び用途廃止資産の適否を調査する。

(2) 調査方法

ア. 遊休資産のうち評価額の補正の要否については「第5節-4 評価額の補正」に定めるところにより、補正の事由を確認し、補正額の算定を行う。

イ. 遊休資産のうち用途廃止資産として減少申告がなされた資産は、次により調査する。

(ア) 対物調査を行い、申出のあった用途廃止資産の物理的状況（動力系統、他の関連設備の状況、維持補修の程度等）をは握し、固定資産としての本来の機能を喪失しているか否かを判定する。

(イ) その設備について経理上、固定資産勘定から除却できない理由及び将来において他に転用しないことを確認し、その旨を記載した文書を提出させること等の方法をとる。

(ウ) 対物調査及び上記のような文書の提出があった場合で、その資産が事業の用に供する目的をもって所有されず、かつ、事業の用に供することができないと認められる場合は、これを用途廃止資産として認める。

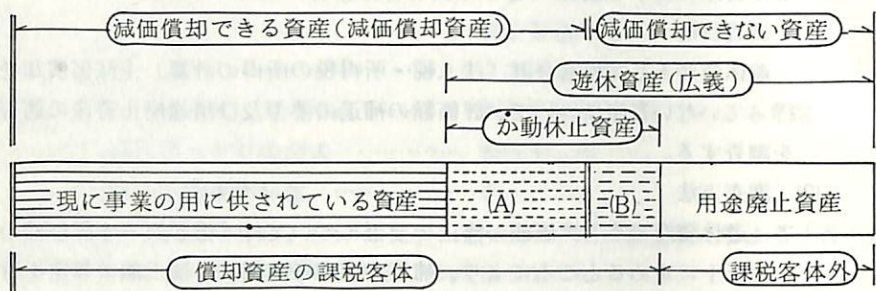
(3) 留意事項

ア. 用途廃止資産についての基本的考え方は、行政実例（昭和38年5月7日自治丁固発第47号）や「事業の用に供することができる資産とは（昭42自治大税務別科質疑回答）」を参考にする。

イ. 法人税法基本通達7-7-2「有姿除却」は、大規模な遊休資産に一括適用されることがあるが、固定資産勘定から除却されても償却資産の

課税客体となる資産（モーター、ポンプ等の汎用資産）が含まれている可能性があるため、有姿除却については、必ず対物調査を行い「簿外資産（転用可能資産）」の有無を確認することが必要である。

ウ．減価償却資産、遊休資産及び用途廃止資産についての概念的区分は下図のとおりである。



(ア) (A)はか動を休止している資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでもか動しうる状態にある資産（減価償却可能資産）。

(イ) (B)はか動を休止しており、その休止期間中特に維持補修がなされおらず、いつでもか動しうる状態にないが、将来事業の用に供する目的をもって所有されている資産（減価償却不可能資産）。

9. 改良費（資本的支出）に関する調査

(1) 調査目的

税務会計（法人税・所得税の所得の計算）において「修繕費」として、その事業年度の損金又はその年の必要経費に算入された費用のうち「資本的支出」に該当するものがあるか否かを調査する。

(2) 調査方法

ア．償却資産についてなされた改良、修理などの追加的支出について、その支出が「修繕費」又は「資本的支出」のいずれに該当するかの判定基準は「第5節第3の5 改良費の取扱い」を参考にする。

イ．前年中の修繕費伝票の提出を求め、その支出目的や内容を調査し、資

本的支出に該当すると認められる改良工事の一覧表を作成して、「修繕費」とした理由を企業の経理担当者に聞く(事例7参照)。

- ウ. 国税調査における修繕費の否認及びその修正等の有無を確認する。
- エ. 資本的支出については、本体部分と区分して申告されているか否か確認する。

(3) 留意事項

- ア. 企業における修繕費伝票の名称・様式は多種多様であり、かつ処理方法も異なっていることに留意し、月別の抽出調査をするなどの実情に合った調査方法を工夫する。
- イ. 修繕費伝票には、通常修繕工事の内容が記載されているが、この記載がない場合は、資本的支出か否かが判断できないので、伝票の余白に修繕工事の内容を記入するように要請する。

[事例7]

H社における修繕費調査明細

工事年月	伝票番号	工事名称	金額 円	摘要(修繕費とした理由及びその否認)
55. 5.17	2-1-5	高温実験場用ブローア-消音装置製作取付	課税 500,000	ファンの回転振動音が非常に高いので消音器を取り付けた。(否)
55.10.28	2-3-8	アングルプレートグラインダー取付	230,000	取付後不調のため撤去 (認)
55. 1.17	2-5-1	熱交換器ダクト保温工事	400,000	ダクト保温材の取替え (認)
55.1. 26	2-4-1	TK熱風管加工取付工事	課税 720,000	熱風ダクトの新設 (否)
55. 1.16	3-3-6	ノズル乾燥機断熱材取付	523,440	断熱材の取替え (認)
55. 3.18	2-4-5	梱包機早送りB・C改修	500,000	ベルトコンベアーの位置変更 (認)

修繕費伝票より抽出し転記

企業側に記入を求め修繕費の否認を判定

第7 帳票の種類とその概要

1. 帳票を調査する場合の方法

(1) 調査は、企業備えつけの帳簿や伝票をもとに申告内容を調査する帳票調査が原則となるので調査担当者は、企業にどのような名称・様式の経理帳票が用いられ、また、調査事項がどの帳票を調査すれば明らかになるかを修得しておく必要がある。

(2) 企業における帳簿や伝票はそれぞれの企業独自の会計手続に合わせて作成されているため、その名称や様式は多種多様であり記載事項も異なっていることが通常である。しかしながら、経理処理の必要から目的別・性質別等の一覧表や総括表が作成されていることがある。

従って調査に当たっては、帳票の一般的名称（総勘定元帳、仕訳帳等）を使用するよりも「〇〇〇について調査するため、〇月〇日現在又は〇月から〇月までの間の〇〇〇と〇〇〇が記載されている帳票を提出して下さい。」というように依頼したほうが、相手にも理解されやすいし、調査目的により合致した資料が提出されることとなる。

(3) また、調査終了後は、調査項目ごとにどのような名称の帳票を調査したのか、管理カードの「調査結果」欄に記入しておく、次回の調査担当者にとっては非常に参考となる。

2. 個人調査における主要帳票

(1) 減価償却費の計算書

ア. 概要と利用方法

(ア) 所得税青色申告において提出される書類の一部で、その所有する減価償却資産に係る減価償却費の計算の基礎を明らかにした一覧性の書類である。

(イ) 取得時期が古い資産で取得年月や取得価額が記入されていない場合は、過去の決算書類や記録帳票によっては握する。

イ. 基本的様式（次頁参照）

(2) その他

上記の「減価償却費の計算書」による調査のみでは調査事項が明らかにされない場合は、固定資産の購入・売却に係る伝票又はこれらの取引を記録した帳簿、領収書、工事見積書等を合わせて調査する。

基本的様式

○減価償却費の計算

耐用年数省令との照合・確認

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 または 数量	取得 年月	① 取得価額 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	③ 償却 率	④ 55年中 の償却 期間 月	⑤ 55年分の 普通償却費 (②×③×④) 円
建物	1	41. 9	5,500,000	1,182,227	定率	20	109	12	128,862
ルームクーラー	1	43. 6	300,000	15,000	"	6	319	12	-
胃カメラ	1	41. 6	280,000	14,000	"	8	250	12	-
顕微鏡	1	47. 6	80,000	9,123	"	"	"	12	2,280
ルームクーラー	1	48. 6	100,000	8,119	"	6	319	12	2,589
心電計	1	49. 6	240,000	28,612	"	"	"	6	4,564
東芝HCT型X線テレビ装置	1	53. 6	6,000,000	3,325,664	"	"	"	12	1,060,886
2000CCダットサンセダン	1	52.10	1,685,000	719,119	"	"	"	7	133,815
乗用車ニッサンサニー	1	54. 8	1,054,000	717,774	"	"	"	12	228,969
心電計	1	55. 6	240,000	240,000	"	"	"	7	44,660
ブルーバードセダン	1	55. 7	1,888,500	1,888,500	"	"	"	6	301,215

申告事項と照合・点検

理論帳簿価額との比較

⑥ 割増(特別) 償却費 円	⑦ 55年分の 償却費合計 (⑤+⑥) 円	⑧ 事業専 用割合 %	⑨ 55年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧) 円	⑩ 未償却残高 (期末残高) 円	摘要
	128,862	50	64,431	1,053,365	
	-	100	-	15,000	
	-	"	-	14,000	
	2,280	"	2,280	6,843	
	2,589	"	2,589	5,530	
	4,564	"	4,564	0	55/6 下取売却
	1,060,886	"	1,060,886	2,264,778	
	133,815	"	133,815	0	55/7 下取売却
	228,969	50	114,484	488,805	
	44,660	100	44,660	195,340	
	301,215	"	301,215	1,587,285	

特別償却の有無

3. 法人調査における主要帳票

(1) 法人税申告書の別表16(1)～16(4)

ア. 概要と利用方法

- (ア) 法人税の申告書に添付される書類で、その標題は「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」である。別表16(1)～16(4)は、償却方法(16(1)は定額法、16(2)は定率法、16(3)は生産高比例法、16(4)は取替法)の違いにより使い分けられる。
- (イ) 別表16(1)～16(4)は、いずれも損金に算入される減価償却費の計算の基礎を明らかにしたもので、個人の青色申告書に添付される「減価償却費の計算書」と同じ性質のものである。
- (ウ) 別表16(1)～16(4)は、資産の種類及び耐用年数が同一の資産を一括して記載することもあるので申告された資産との照合が困難な場合もあるが、期中の増加資産、償却の過不足及び特別償却の有無が確認できる。
- (エ) なお、資産の種類及び耐用年数が同一の資産を一括して記載している場合は、別に「減価償却計算明細書(法人税法施行規則第34条第2項)」を備えることが義務づけられているので、この書類により調査する。

イ. 基本的様式(次頁参照)

(2) 減価償却明細書

ア. 概要と利用方法

- (ア) 「減価償却明細書」は、単に減価償却費の計算のためだけに使用されている場合と、「固定資産台帳」とを兼ねているものがある。
- (イ) 前者の場合、期中増加資産以外は期首帳簿価額が記載されているが償却費の計算に直接必要のない取得年月や取得価額等は記載されていない場合がある。この場合は、別途「固定資産台帳」を備えている。
- (ウ) 後者の場合は、申告された資産と一品ごとに照合できる。

イ. 基本的様式(122・123頁参照)

(3) 固定資産台帳

ア. 概要と利用方法

- (ア) 固定資産を管理するため勘定科目(土地、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品等)別に一の資産単位ごとに、資産の名称、取得年月、取得価額等が記載されている。
- (イ) 帳票は、カード式又は台帳形式が普通で「減価償却資産調査」に有

用である。

減価償却明細書

増減資産の確認

種類構造細目	取得年月	取得価額	残存価額	前期繰越	期中増減	償却対象	耐用年数
機械及び装置							
交通標識	52.10	504,950	25,247	206,021		206,021	7
エンジンウエルダー	53.9	750,000	37,500	557,500		557,500	7
ベルトコンベア	52.7	137,000	6,850	63,568		63,568	3
振動ローラー	53.11	1,150,000	57,500	716,834		716,834	7
ブレーカーH-10X型 パワーショベル	54.10	17,640,000	882,000		17,640,000	17,640,000	5
EC-350S コンプレッサー	55.4	1,050,000	52,500		1,050,000	1,050,000	7

申告資産との照合

耐用年数の点検

理論帳簿価額との比較

率	月数按分	償却計算	割増償却	特別償却	償却不足額	当期償却	期末残高
• 280	12/12	57,686					148,335
• 280	12/12	156,100					401,400
• 536	12/12	34,072					29,496
• 280	12/12	200,714	(措法45の2適用)				516,120
• 369	10/12	5,424,300		1/6 2,740,000			9,275,700
• 280	4/12	98,000		14/100 147,000			805,000

1. 基本的形式
 固定資産カード (214 キカイソウチ)

株式会社
 コウジョウ

(14)

名称及仕様												DN 場所	資産No
1	セメント クーラー											01 : 14	3240100
	負担 勘定	口座 明細	資産 設備	有証 区分	部門	中古	構造	細目	耐年	特別償却 区分	月数	取得年月	備考
	915 15 00	214 33 120 03	0 07 000 13								3 53. 08		
2	償却 年	3 53. 08	取得 価額	19, 002, 069		未償却 残高				数		1. 00	
	単位	建物棟数	起業 番号	担	保	区 分	原始 取得 価額					償却中止 区 年月	
	10		5301										
3	処 分 年 月	売 価	損	益									

作成年月日 53. 09. 30

(4) 貸借対照表

ア. 概要と利用方法

- (ア) 企業の決算時における財政状態（資産、負債、資本）を一表にしたもので、その企業の有形固定資産の規模を知ることができる。
- (イ) 金額は、決算期末の帳簿価額又は取得価額で表示される。なお、取得価額で表示されている場合は、別に減価償却引当金が設けられる。
- (ウ) 表示金額が帳簿価額であるときは、決算期末から賦課期日までの月数に応じ減価償却計算又は割戻計算を行うことによって、大まかな理論帳簿価額の検証ができる。ただし、償却の過不足又は特別償却等が行われている場合は、利用できない。
- (エ) 表示金額が取得価額であるときは、決算期末から賦課期日までの間における増減資産の取得価額を加減算することにより、申告された資産の取得価額と比較し、「減価償却資産調査」を行うことができる。ただし、圧縮記帳の資産等がある場合は、貸借対照表と申告された資産の取得価額は不一致となることに留意する。

イ. 基本的様式（次頁参照）

貸借対照表

(昭和 年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	332,585,300 円	流動負債	289,756,110 円
現金預金	40,460,950	支払手形	125,566,500
受取手形	89,835,000	買掛金	70,209,900
売掛金	116,599,000	短期借入金	25,500,000
製品	34,462,000	未払金	3,350,800
仕掛品	24,633,000	未払費用	4,320,810
原材料	24,988,000	預り金	5,904,000
未収入金	520,000	仮受金	6,353,100
前渡金	1,994,000	法人税等引当金	19,271,000
前払費用	2,221,350	事業税引当金	5,580,000
仮払金	1,518,000	返品調整引当金	14,700,000
貸倒引当金	△ 4,646,000	賞与引当金	9,000,000
固定資産	70,821,510	固定負債	42,100,000
有形固定資産 (55,177,510)		長期借入金	28,100,000
建物	13,420,000	退職給与引当金	14,000,000
機械・設備	8,510,000	特定引当金	980,000
車両運搬具	1,360,000	特別償却準備金	980,000
器具・備品	925,000	負債合計	332,836,110
土地	26,374,000	資 本 の 部	
建設仮勘定	4,588,510	資本金	30,000,000
無形固定資産 (710,000)		法定準備金	3,300,000
電話加入権	150,000	資本準備金	2,000,000
商標権等	560,000	利益準備金	1,300,000
投資等 (14,934,000)		剰余金	37,270,700
投資有価証券	10,560,000	別途積立金	15,000,000
出資金	260,000	価格変動準備金	1,200,000
長期受取債権	1,386,000	当期末処分利益	21,070,700
長期貸付金	3,000,000	(うち当期利益)	(19,586,700)
その他投資勘定	690,000	資本合計	70,570,700
貸倒引当金	△ 54,000	負債及び資本合計	403,406,810
債権償却特別勘定	△ 908,000		
資産合計	403,406,810		

(帳簿価額又は取得価額で表示される)

(特別償却の有無)

